

包括外部監査の結果報告書  
及び報告に添えて提出する意見  
(第2部 テーマ1-2)

財団法人福岡コンベンションセンターの出納  
その他の事務の執行について



# 目 次

頁

第 1. 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
2.1. 外部監査の対象	1
2.2. 外部監査対象期間	1
3. 事件を選定した理由	1
4. 監査の着眼点	1
5. 外部監査の実施期間	2
6. 外部監査従事者の資格及び氏名	2
7. 利害関係	2
第 2. 財団法人福岡コンベンションセンターの概要	3
1. 財団法人福岡コンベンションセンターの概要	3
1.1. 沿革	3
1.2. 事業の目的と事業内容	3
1.3. 組織と人員	3
1.4. コンベンションゾーン各施設の概要と福岡市との関係	4
1.5. 国際会議場について	5
1.6. マリンメッセについて	6
1.7. 国際センターについて	7
2. 財団法人福岡コンベンションセンターの財務状況	9
2.1. 最近 5 か年の主要な事業指標	9
2.2. 平成 16 年度収支の内容説明	14
第 3. 監査の結果	17
1. 福岡コンベンションセンターの財務諸表と監査実施対象について	17
2. 事業収入について	19
2.1. 概要	19
2.2. 監査の結果	21
2.3. 各施設の利用状況と使用料収入について	21
3. 国際会議場に関する委託料について	23
3.1. 概要	23
3.2. 監査の結果	24
4. マリンメッセに関する委託料について	29
4.1. 概要	29
4.2. 監査の結果	30
5. 国際センターに関する委託料について	36

5.1. 概要.....	36
5.2. 監査の結果.....	36
6. その他の支出.....	39
6.1. 人件費の検討.....	39
6.2. 旅費交通費の検討.....	39
7. 固定資産管理.....	40
7.1. 概要.....	40
7.2. 実施した監査手続.....	41
7.3. 監査の結果（指摘事項）.....	41
7.4. 意見.....	45
8. 現金預金の監査結果.....	46
8.1. 現金預金等残高の概要.....	46
8.2. 監査の結果.....	46
9. 借入金の監査結果と意見.....	47
9.1. 概要.....	47
9.2. 監査の結果.....	47
9.3. 意見.....	48
第4. 包括外部監査の結果に関する報告書に添えて提出する意見.....	49
1. 委託料について.....	49
1.1. 契約方法について.....	49
1.2. 入札の実効性について.....	50
1.3. 施設別の業者選定方法について.....	50
2. 減価償却の方法について.....	51
3. コンベンション施設の効果測定について.....	52
4. コンベンション施設の稼働率について.....	53
5. コンベンション施設の今後のあり方について.....	53
5.1. 土地、建物の所有関係.....	53
5.2. 施設改修の資金負担.....	54
5.3. コンベンションゾーン内にあるサンパレスの取扱い.....	54
6. 福岡市行財政改革における取り組み.....	54
6.1. 外郭団体改革実行計画.....	54
6.2. 外郭団体改革実行計画の進捗状況.....	55

## 第1. 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 4 項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件

#### 2.1. 外部監査の対象

財団法人福岡コンベンションセンターの出納その他の事務の執行について

#### 2.2. 外部監査対象期間

平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日まで

### 3. 事件を選定した理由

経済振興局の重要な施策である「ビジターズ・インダストリーの振興」に支出される委託費、補助金は、財団法人福岡コンベンションセンターにも支払われている。財団法人福岡コンベンションセンターは、福岡国際会議場、マリンメッセ福岡および福岡国際センターを管理運営しているので、経済振興局の財務に関する事務の執行について監査するにあたり、財団法人福岡コンベンションセンターを併せて監査の対象とすることが合理的と考えたことによる。

### 4. 監査の着眼点

財団法人福岡コンベンションセンターに関する財務事務の執行や経営に係る事業の管理の法令等への合規性、経済性・効率性及び有効性の観点から以下の項目について特に留意して監査を実施することとした。

- 契約の方法は、法令等に準拠して適正に行われているか。特に、特命随意契約の締結に合理性があるか。
- 予算の執行は、所定の手続に従って行われているか。
- 財務管理は、法令等に準拠して適正に行われているか。
- 人件費管理は、適正に行われているか。
- 固定資産等の管理が適切に行われているか。
- 事務、事業が経済性、効率性、有効性の観点から適切に執行されているか。

なお、特に有効性の観点から経営管理・会計管理の仕組みについても現状把握を行うとともに今後の方向性について収支状況の年度比較を行った。

## 5. 外部監査の実施期間

平成 17 年 6 月～平成 18 年 3 月

往査（現地調査）実施の時期は以下のとおりである。

往 査 実 施 場 所	往 査 時 期
財団法人福岡コンベンションセンター	平成 17 年 10 月

## 6. 外部監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人

公 認 会 計 士      1 名    : 鳥巢宣明

外部監査人補助者

公 認 会 計 士      5      : 柴田良智、馬場正宏、井手森生、松本さざり、寺崎晋介

計                    6 名

## 7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2. 財団法人福岡コンベンションセンターの概要

### 1. 財団法人福岡コンベンションセンターの概要

#### 1.1. 沿革

財団法人福岡コンベンションセンター（以下「コンベンションセンター」という）は、民法34条に基づく財団法人である。昭和54年（財）福岡国際センターとして設立され、平成6年度に（財）福岡総合展示場と改称、その後、平成15年度に（財）福岡コンベンションセンターと改称した。基本財産は200百万円で、出資者は福岡市185百万円（92.5%）、博多港開発（株）10百万円（5%）、博多港サイロ（株）5百万円（2.5%）である。

#### 1.2. 事業の目的と事業内容

コンベンションセンターは、国際友好親善の促進に努め、福岡市及び周辺の産業、貿易及び文化の振興を図り、もって福岡市の国際経済文化都市としての確立を目指すとともに、住民福祉の向上に寄与することを目的としている。

上記の目的を達成するために、以下の事業を行うことを掲げている。

- ① 国際、国内会議、内外見本市、展示会並びに文化、スポーツ等各種催事の開催又は開催協力に関する事業
- ② 貿易情報資料の収集、提供等に関する事業
- ③ ①及び②の事業の用に供するコンベンション施設の管理及び運営に関する事業
- ④ その他目的に必要な事業

#### 1.3. 組織と人員

平成17年7月1日現在の組織は、役員は12名（うち常勤2名）で、そのうち1名が福岡市OB、他の団体との兼務者が7名、福岡市との兼務者が4名である。常勤役員は、理事長（福岡市のOB）及び専務理事（福岡市からの派遣者）である。職員は25名で、そのうち、プロパーは10名、福岡市からの派遣者が15名である。嘱託員は4名で、うち3名は福岡市OBである。

コンベンションセンターの組織、職員数、分掌事務は以下のとおりである。

財団法人福岡コンベンションセンター 組織図 (平成16年7月1日現在)

部 課 名	人数	分 掌 事 務
理 事 長	1名	
専 務 理 事	1名	
総 務 部 (部長 1名)	5名	総務部の事務の掌理
総 務 課	4名	財団の庶務、人事、理事会、予算、決算
営業企画部(部長 1名)	7名	営業企画部の事務の掌理
企 画 課	2名	財団の広報、自主企画、営業
営 業 課	4名	財団の営業、福岡国際会議場、マリンメッセ福岡、福岡国際センターの利用申込み受付
サービス部 (部長 1名)	12名	サービス部の事務の掌理
国際会議場サービス課	4名	国際会議場の利用申込み受付、国際会議場の利用許可、利用者との連絡調整
マリンメッセサービス課	4名	マリンメッセ福岡の利用申込み受付、マリンメッセ福岡の利用許可、利用者との連絡調整
国際センターサービス課	3名	福岡国際センターの利用申込み受付、福岡国際センターの利用許可、利用者との連絡調整
施設部 (部長 1名)	6名	施設部の事務の掌理
施 設 課	2名	施設の維持・管理
建 設 課	1名	福岡国際センターの改修
参与(警備担当)	1名	施設の警備
参与(防災担当)	1名	施設の防災
合 計	32名	

1.4. コンベンションゾーン各施設の概要と福岡市との関係

福岡市のコンベンションゾーン(博多港中央ふ頭地区)には、以下の4つの施設がある。

以下、福岡国際会議場は「国際会議場」、マリンメッセ福岡は「マリンメッセ」、福岡国際センターは「国際センター」という。

施 設	開 設	平成 16 年度 利用率	管轄局	管理・運営
福岡国際会議場	平成 15 年	55.8%	経済振 興局	(財)福岡コンベン ションセンター
マリンメッセ福岡	平成 7 年	78.5%		
福岡国際センター	昭和 56 年 (平成 16 年 改修)	78.4%		
福岡サンパレス	昭和 56 年	ホール 73.5% 宿泊 62%	市民局	(株)福岡サンパレス



### 1.5. 国際会議場について

福岡市は、産業振興策としてコンベンションシティの形成を重要施策の一つとしており、中央ふ頭地区のコンベンションゾーンの充実・強化を進めている。

コンベンションの形態としては、展示会・見本市等の展示会系、大会・集会・会議等の会議系及び会議と展示会が同時に開催される併催型があるが、それらの受け皿として展示場と専用の会議場が同一地区に必要であるとして、国際会議場が建設されることとなった。平成 13 年 1 月に着工し平成 15 年 3 月に開館している。

国際会議場は、6 か国語同時通訳ができるメインホール(1,000 人収容)、多目的ホール(1,536 人収容)を擁し、国際会議、中小各種会議に使用される。

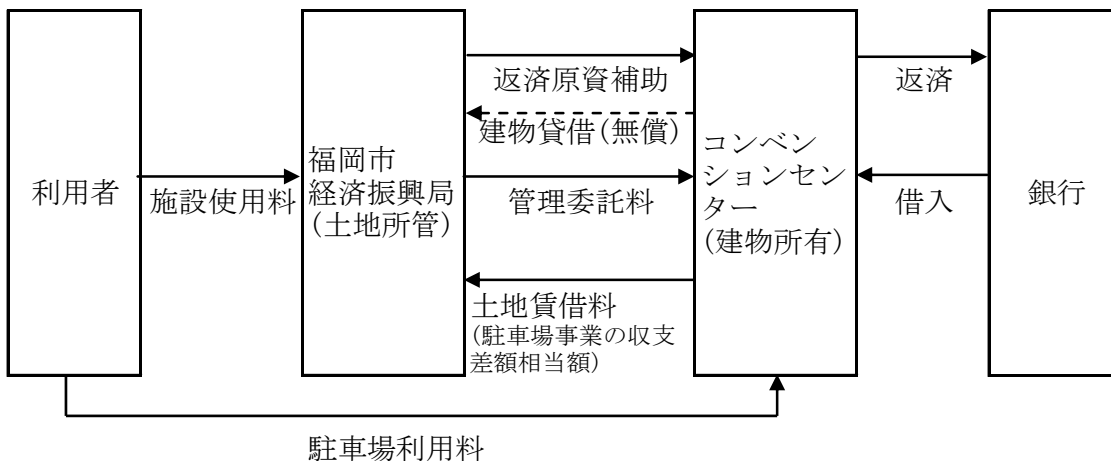
国際会議場は「公の施設」として福岡市が建設する予定であったが、建設資金を低金利で調達するため、福岡市とコンベンションセンターとの協定書に基づき、福岡市だと借入できない日本政策投資銀行からコンベンションセンターが融資を受け建設することとなった。借入金の返済資金は、福岡市が銀行と損失補償契約を結びコンベンションセンターへの補助金により負担している。

土地は、経済振興局が 34 億円で福岡市港湾局から購入して所有している。建物はコンベンションセンターが所有しているが、「公の施設」として福岡市がコンベンションセンターから無償で借りている。

利用者が支払う施設使用料は福岡市の収入となるが、協定書に基づき、福岡市はコンベンションセンターへ管理委託料を支払っている。補助金は、建設資金等にかかる借入金の元金及び利息等から、国際会議場の収入となる備品使用料収入、レストラン収入等を差引いて算定される。

なお、駐車場の使用料は、コンベンションセンターの収入になるが、コンベンションセンターは駐車場事業に係る収支差額相当額を土地賃借料として福岡市に支払っている。

この関係を図示すると次のとおりである。



## 1.6. マリンメッセについて

マリンメッセは、近年の国際化、情報化の進展の中で福岡市経済の一層の活性化を図るため、中央埠頭地区にアジアを視野におき21世紀を展望した人、物、情報の多様な交流に対応できるものとして建設された。平成5年2月に着工し平成7年8月に開館している。展示機能、ホール機能、アリーナ機能があり、最大15,000人収容できることから、大規模な展示会その他催事、集会・会議、アマチュアスポーツに利用されている。

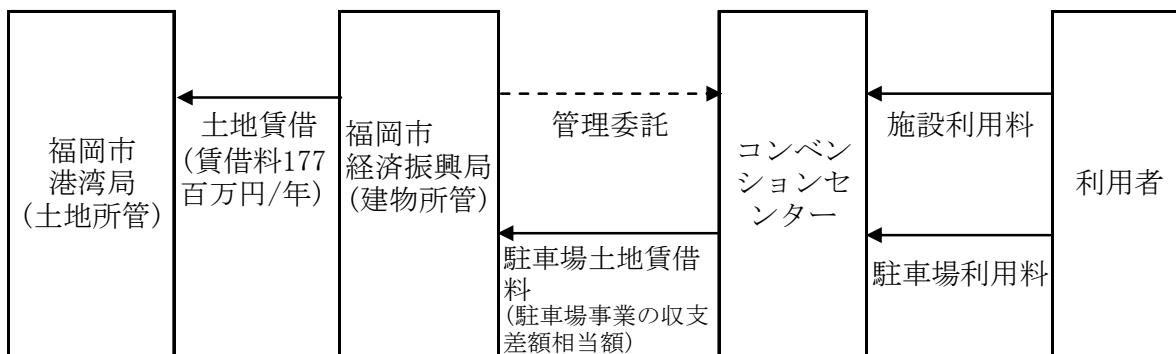
土地は福岡市港湾局の所有であるが、経済振興局が賃借しており、建物は福岡市経済振興局が所有している。建物の建設資金は、福岡市が市債を発行して調達している。

施設の管理運営は、コンベンションセンターへ利用料金制度（注）で委託している。施設利用料はコンベンションセンターの収入となるので、福岡市は管理委託料を支払っていない。この方式では、施設利用料と必要経費との差額がコンベンションセンターの損益となる。

なお、駐車場の使用料は、コンベンションセンターの収入になるが、駐車場事業に係る収支差額相当額を土地賃借料として福岡市に支払っている。

（注）利用料金制度とは、公の施設を使用する際に、使用者が支払う料金を地方公共団体ではなく、指定管理者（管理受託者）の収入とすることができる制度である。

この関係を図示すると次のとおりである。



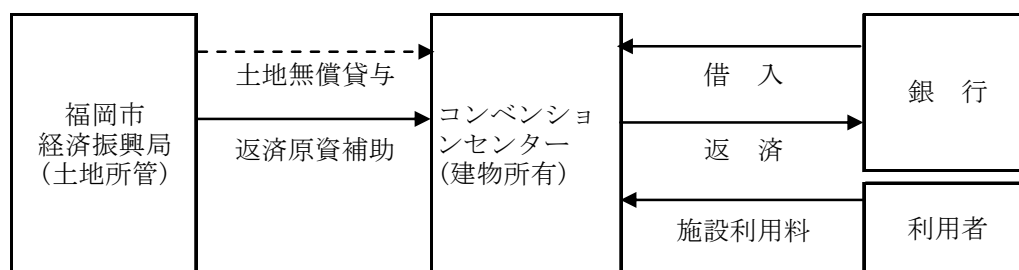
### 1.7. 国際センターについて

国際センターは、福岡市及び周辺の産業・貿易の振興を図り、住民福祉の向上に寄与することを目的とし、大相撲九州場所を開催していた九電体育館の代替施設として市制施行90周年、博多港開港80周年記念事業の一環で建設された。昭和55年6月に着工し昭和56年10月に開館している。

最大10,000人収容の中規模施設で料金も安いため、展示会、アミューズメント&カルチャー（コンサート、ミュージカル、サーカス、アイスショー、文化講演会、プロレス）、スポーツイベント（大相撲、市民レベルのスポーツ行事）などに利用されている。

土地は経済振興局が所有しコンベンションセンターに無償で貸与している。建物はコンベンションセンターが所有している。ただし、建物の建設資金はコンベンションセンターが銀行から借り入れ、その返済原資はコンベンションセンターとの協定書に基づき福岡市が全額負担している。国際センターは、コンベンションセンターの自主事業のため、施設利用料は、コンベンションセンターの収入となる。この方式では、施設利用料と必要経費との差額がコンベンションセンターの損益となる。

この関係を図示すると次のとおりである。



福岡市と3施設の関係をまとめると次のとおりとなる。

		国際会議場	マリンメッセ	国際センター	
主な用途		各種会議	大規模催事 (最大約15,000人)	中規模催事 (最大約10,000人)	
土地	所有者	経済振興局(コンベンションセンターへ無償貸与)	港湾局(経済振興局が年177百万円で賃借)	経済振興局(コンベンションセンターへ無償貸与)	
	取得額	34億円	—	—	
建物	所有者	コンベンションセンター(福岡市へ無償貸与)	経済振興局	コンベンションセンター	
	建設費	110億円	297億円	当初38億円 改修25億円	
	建設資金	銀行借入(返済資金について福岡市が補助金交付)	市債	銀行借入(返済資金について福岡市が補助金交付)	
運用形態		福岡市からの管理委託	福岡市からの管理委託 (利用料金制度)	自主事業	
平成16年度	福岡市の収入	使用料収入	249百万円	—百万円	—百万円
		駐車場収入	40	36	—
		計	289	36	—
	福岡市の支出	借入返済補助金	320	—	153
		管理委託料	396	—	—
		その他	—	—	—
		計	716	—	153
	福岡市収支		△427	36	△153
	コンベンションセンター収支		△414	164(注)	△499
	合計		△841	+200	△652
			△1,293		

(注) マリンメッセについては、福岡市が建物を所有しているため、その減価償却費は計算に反映されていない。

## 2. 財団法人福岡コンベンションセンターの財務状況

### 2.1. 最近5か年の主要な事業指標

#### 2.1.1 施設別利用状況と事業収入の推移

利用状況と使用料収入の推移

年 度	区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
国際会議場	利用件数	-	-	20	626	980
	利用延室数 (a)	-	-	462	4,146	4,486
	利用可能延室数 (b)	-	-	696	8,064	8,040
	利用率 (a) / (b) × 100	-	-	66.4%	51.4%	55.8%
	使用料収入 (千円)	-	-	47,410	241,036	249,597
	事業収入 (千円)	-	-	62,550	517,446	535,573
マリンメッセ	利用件数	77	68	68	74	73
	利用日数 (a)	227	257	217	256	263
	利用可能日数 (b)	338	335	335	336	335
	利用率 (a) / (b) × 100	67.2%	76.7%	64.8%	76.2%	78.5%
	使用料収入 (千円)	629,028	706,906	577,026	682,496	692,464
	事業収入 (千円)	785,154	947,833	722,277	884,746	841,538
国際センター	利用件数	71	69	74	53	47
	利用日数 (a)	260	258	266	209	182
	利用可能日数 (b)	335	335	335	254	232
	利用率 (a) / (b) × 100	77.6%	77.0%	79.4%	82.3%	78.4%
	使用料収入 (千円)	263,028	238,173	257,887	211,798	178,640
	事業収入 (千円)	316,243	287,563	302,594	246,760	205,189

(注1) 国際会議場は、平成15年3月3日に開館した。

(注2) 国際センターは、大規模改修工事のため平成16年1月4日から7月20日まで休館した。

(注3) 利用率の算定方法は以下の計算方法で算出されている。

国際会議場：{利用延べ室数/利用可能日数×24(最大分割室数)}×100

マリンメッセ：(利用日数/利用可能日数)×100

国際センター：(利用日数/利用可能日数)×100

\* 利用可能日は、年末年始休館日及び保守点検日を除く

#### 1) 国際会議場

オープンした平成15年3月は、利用可能日数が29日であるが、日本医学会総会関連の学術会議の開催があり、66.4%と高い利用率になった。平成15年度も日本医学会総会及び関連学術会議が開催され通年で50%を超える利用率を確保し、平成16年度は、国際青年会議所(JCI)世界会議福岡大会が開催されるなど年間366千人の入場者があり、利用延べ室数4,486室と前年度比8%増加し利用率は55.8%となった。

なお、コンベンションセンターが策定した長期経営計画(計画期間H17~H21)では、国際会議場の目標稼働率は55%とされている。

#### 2) マリンメッセ

マリンメッセは、本格的な舞台、照明装置等を備えていることから福岡市で開催される大型のイベント会場として知名度も上がり好調な稼働率で推移している。

平成12年、14年は利用日数が若干落ちたものの平成13年度、15年度、16年度は展示会、会議・集会、コンサート開催等で利用日数が250日を超えている。特に平成16年度はコンサート・興行が多く263日の利用日数となり78.5%の利用率となった。

なお、コンベンションセンターが策定した長期経営計画（計画期間 H17～H21）では、マリンメッセの目標稼働率は 71%とされている。

### 3) 国際センター

国際センターは、大相撲のほか国際柔道等スポーツイベント、コンサート、展示会等に利用されている。特に本格的な設備は備えていないが、中規模のイベント会場として多目的な利用が可能で、比較的低料金なため、高い稼働率で推移している。

なお、平成 15 年度～16 年度にかけて大規模な増改築工事を行ったため、休業期間があり、利用日数は 182 日と例年の 70%になり事業収入は減少した。

なお、コンベンションセンターが策定した長期経営計画（計画期間 H17～H21）では、国際センターの目標稼働率は 80%とされている。

## 2.1.2 損益（正味財産の増減）状況

コンベンションセンターの正味財産増減計算書（一般事業会社の損益計算書に相当）を要約すると下記のとおりである。なお、消費税の会計処理は税込方式によっているため、金額表示は消費税を含んでいる。

科 目	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
<b>増加原因の部</b>					
基金運用収入他	12	12	9	7	7
事業収入	1,211	1,357	1,188	1,842	1,598
福岡国際会議場	-	-	68	607	536
マリンメッセ福岡	895	1,069	817	988	858
福岡国際センター	316	288	303	247	205
(うちレストラン等事業収入)	(115)	(126)	(93)	(199)	(27)
補助金等収入	692	653	943	592	473
建設費等元利償還金補助金	377	333	191	455	473
駐車場事業補助金	193	141	144	137	-
会議場整備事業補助金	122	180	607	-	-
雑収入	12	13	10	12	16
合 計	1,926	2,035	2,149	2,454	2,094
<b>減少原因の部</b>					
事業費	1,370	1,405	1,751	1,601	1,291
福岡国際会議場	-	-	56	630	512
マリンメッセ福岡	840	886	768	798	550
福岡国際センター	408	344	299	173	229
会議場整備事業費	122	175	628	-	-
管理費	198	221	218	372	222
減価償却額	109	102	431	948	1,059
福岡国際会議場	-	-	329	855	730
マリンメッセ福岡	16	14	20	17	22
福岡国際センター	93	88	82	76	307
除却損失額	-	-	-	-	270
そ の 他	6	1	9	2	2
合 計	1,683	1,729	2,408	2,923	2,843
当期正味財産増加額	243	306	△259	△469	△749
前期繰越正味財産額	2,112	2,355	2,661	2,402	1,933
期末正味財産合計額	2,355	2,661	2,402	1,933	1,184

### 主な増減内容の説明

事業収入	平成13年度	世界水泳選手権大会開催等にマリンメッセが利用されたため増加
	平成15年度	国際会議場本格稼働
	平成16年度	国際センターが改装のため平成16年1月～7月まで休業 マリンメッセ、国際会議場のレストラン収入をマージンのみの計上に変更したため減少
補助金等収入	平成15年度	国際会議場オープンにより会議場整備事業補助金がゼロとなる。
	平成16年度	平成15年度までは、センターが港湾局よりマリンメッセの駐車場用地を借地し賃借料を支払っていたため、経済振興局より収支差額相当額の補助を受けていたが、平成16年度より経済振興局が借地することとなったため、駐車場事業補助金がゼロとなる。
事業費	平成14年度、平成15年度	国際会議場開館準備に係る初年度費用等の増加及び開館後の施設管理運営費等の増加
	平成16年度	国際会議場に係る不動産取得税及びマリンメッセ駐車場借地料の減少
減価償却費	平成14年度	国際会議場建設による増加（5か月分）
	平成16年度	国際センター増改修による増加

### 2.1.3 財産の状況

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
流動資産					
現金預金	265	291	546	699	582
未収金等	40	55	55	33	27
固定資産					
基本財産（基本財産引当預金）	200	200	200	200	200
その他の固定資産					
有形固定資産	1,908	3,796	12,194	11,515	12,583
その他の投資	5	4	9	22	18
引当預金等	384	585	547	610	748
運用基金	300	300	300	300	300
繰延資産	-	-	24	18	12
資産合計	3,102	5,231	13,875	13,398	14,470
流動負債					
未払金	241	308	438	446	350
短期借入金	231	-			
前受金等	64	39	74	76	76
固定負債					
長期借入金	205	2,219	10,955	10,934	12,848
退職給与引当金等	6	5	7	9	12
負債合計	747	2,571	11,474	11,465	13,286
正味財産の部					
正味財産	2,355	2,661	2,402	1,933	1,184
（うち基本金）	( 200)	( 200)	( 200)	( 200)	( 200)
（うち当期正味財産増加額）	( 243)	( 306)	( △259)	( △469)	( △749)
負債及び正味財産合計	3,102	5,231	13,875	13,398	14,470

#### 主な増減内容の説明

有形固定資産	平成 14 年度	国際会議場平成 14 年 11 月竣工
	平成 16 年度	国際センター増改修工事平成 16 年 7 月完成
長期借入金	平成 14 年度	有形固定資産の増加理由に同じ
当期正味財産増加		平成 13 年度までは、コンベンションセンターは利益を計上し剰余金（基本金及び運用基金を除く）を 19 億円まで積み増していた。平成 14 年度に国際会議場を自己の施設として建設し運営を開始したため、減価償却費負担が重く平成 14 年度から正味財産は減少（赤字）に転じている。



## 2.1.4 収支状況

収支計算書

(単位：百万円)

科 目	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
収入の部					
基金運用収入他	12	12	9	7	7
展示場事業収入	1,211	1,357	1,188	1,842	1,598
福岡国際会議場	-	-	68	607	536
マリンメッセ福岡	895	1,069	817	988	858
福岡国際センター	316	288	303	247	205
(うちリスト等事業収入)	(115)	(126)	(93)	(199)	(27)
補助金等収入	692	653	943	592	473
建設費等元利償還金補助金	377	333	191	455	473
駐車場事業補助金	193	141	144	137	-
会議場整備事業補助金	122	180	607	-	-
借入金収入	231	4,171	17,743	264	2,341
その他収入	42	14	188	13	95
当期収入合計	2,188	6,206	20,070	2,719	4,515
前期繰越収支差額	1	0	-	89	210
収入合計	2,188	6,207	20,070	2,808	4,725
支出の部					
事業費	1,370	1,405	1,751	1,601	1,291
福岡国際会議場	-	-	56	630	512
マリンメッセ福岡	840	886	768	798	550
福岡国際センター	408	344	299	173	229
会議場整備事業費	122	175	628	-	-
管理費	198	221	218	372	222
固定資産取得支出	254	1,989	8,953	276	2,451
借入金返済支出	176	2,388	9,007	285	427
特定預金支出	161	203	51	64	151
繰入金支出	30	-	-	-	-
当期支出合計	2,188	6,207	19,981	2,598	4,542
当期支出差額	-1	-0	89	121	-27
次期繰越収支差額	0	-	89	210	183

### 主な増減内容

借入金収入、固定資産取得支出、借入金返済支出以外は正味財産増減計算書と同じである。

借入金収入	平成13年度、平成14年度	国際会議場の建設資金借入（短期借入金平成13年度2,194百万円、平成14年度8,952百万円を含む）
	平成15年度、平成16年度	国際センターの増改修工事資金長期借入
固定資産取得支出	平成13年度	国際会議場建設仮勘定年度末残高2,194百万円
	平成14年度 平成16年度	国際会議場完成による増加 国際センター増改修工事による増加
借入金返済支出	平成13年度	短期借入金の返済2,194百万円を含む
	平成14年度	短期借入金の返済8,952百万円を含む
特定預金支出	平成12年度	経営調整積立預金147百万円
	平成13年度	経営調整積立預金178百万円
	平成16年度	経営調整積立預金140百万円

## 2.2. 平成16年度収支の内容説明

### 2.2.1 施設別収支の概要

平成16年度におけるコンベンションセンターの施設毎の収支は、以下のとおりである。なお、以下の収支は、一般会計収支計算書から借入金が増減取引等損益の発生しない項目を除外した、正味財産増減計算書の増減項目を記載している。

#### 施設別収支内訳

(単位：千円)

	国際会議場	マリンメッセ	国際センター	合計
基本財産運用収入	—	106	16	121
基金運用収入	—	—	7,214	7,214
事業収入				
使用料収入	—	692,464	178,640	871,104
負担金収入	—	74,886	23,682	98,568
運営受託収入	396,397	—	—	396,397
レストラン収入	4,949	3,407	—	8,356
売店収入	—	1,321	1,078	2,399
自動販売機収入	4,678	9,874	1,789	16,341
備品使用料収入	76,491	—	—	76,491
駐車場事業収入	53,059	59,585	—	112,644
補助金等収入				
補助金収入	319,668	—	153,183	472,852
雑収入				
受取利息収入	5	146	98	249
雑収入	6,410	5,029	3,956	15,395
固定資産売却益				
運用基金引当 有価証券売却益	—	—	65	65
収入合計	861,656	846,819	369,721	2,078,196
事業費				
施設管理運営費	439,571	451,086	140,204	1,030,861
(うち借入金利息)	(95,194)	(—)	(—)	(95,194)
利用促進費	12,632	23,229	6,743	42,604
施設改修費	—	—	81,738	81,738
(うち借入金利息)	(—)	(—)	(25,233)	(25,233)
緑道管理費	6,778	—	—	6,778
駐車場事業費	53,059	59,585	—	112,644
管理費				
総務管理費	33,433	125,811	62,745	221,989
減価償却費	729,750	21,787	307,017	1,058,555
除却損失額	—	—	270,003	270,003
退職給与引当金繰入額	234	1,128	213	1,575
支出合計	1,275,458	682,625	868,663	2,826,746
当期正味財産増加額	-413,802	164,194	-498,942	-748,550
前期繰越正味財産額	-957,608	922,419	1,967,749	1,932,560
期末正味財産合計額	-1,371,410	1,086,613	1,468,807	1,184,011

国際会議場は、福岡市及び福岡観光コンベンションビューローと連携し、国際会議、学術会議等の大型コンベンションの誘致を行うとともに、都市圏の大学、市内企業等にダイレクトメールを発送し、中規模の会議や展示会の誘致を行っている。平成 16 年度は国際青年会議所（J C I）世界会議福岡大会が開催されるなどで年間 366 千人の入場者があり利用率は 55.8% となった。国際会議場の収支は運営受託収入 396 百万円で賄われるが、建物以外の有形固定資産が定率法で減価償却されるため償却負担が重く、正味財産は 413 百万円の減少となった。

マリンメッセは、見本市、展示会に関する情報収集や日本展示会協会等諸団体とのネットワークの推進強化、既存催事の定着、興行系催事等の誘致を図り年間 263 日（入場者 975 千人）の利用があり、利用率は 78.5% となった。マリンメッセの収支は、利用料金制で福岡市の補助はないが、利用料収入が施設管理運営費を大きく上回り 164 百万円の正味財産増加となった。

国際センターは、平成 15 年度から 16 年度にかけての大改修工事のため、使用料収入が大幅減少し減価償却負担も増加したことにより、正味財産は 498 百万円の減少となった。開催可能日数は 232 日だが、利用日数は 182 日（入場者 340 千人）と 78.4% の利用率があった。

なお、改修工事期間中（平成 16 年 1 月～7 月）の催事については、期間中の対象催事 26 件中 21 件（使用料収入 82 百万円）（うち 12 件（使用料収入 53 百万円）が平成 16 年度開催）がマリンメッセ又は国際会議場にて代替開催となった。

収支項目の説明

収入項目	内 容
基本財産運用収入	基本財産となっている定期預金等の利息
基金運用収入	箱崎及び香椎地区埋立事業に参加協力した企業から国際センター竣工を記念して、福岡市及び博多港発展のための費用の一部としてなされた寄付金を原資に福岡市から運用財産として出資された基金となっている福岡市債及び定期預金等の利息
使用料収入	使用者から徴収する利用料金
負担金収入	使用者から徴収する光熱水費等
レストラン収入	レストラン運営を受託している業者からの営業料収入
売店収入	マリンメッセ、国際センターの売店運営を受託している業者からの営業料収入
自動販売機収入	自動販売機の設置運営を受託している業者からの営業料収入
備品使用料収入	国際会議場使用者の利用する机椅子等備品の貸出料収入
駐車場事業収入	駐車場利用料金収入
受取利息収入	基本財産・運用基金以外の預金利息等
雑収入	売店・レストランに係る光熱水費の受託業者負担金や施設利用のキャンセル料等
運用基金引当有価証券売却益	運用基金として運用していた福岡市債の償還益である。
支出項目	
施設管理運営費	施設管理運営のための人件費、水道光熱費、修繕費、委託費（清掃、警備、保守点検、舞台管理運営等）、施設建設借入金支払利息等の諸費用
利用促進費	施設利用を促進するための広告宣伝費、委託費（パンフレット等制作）等の諸費用
施設改修費	国際センター改修のための人件費、消耗什器品費、委託費（リニューアルオープン記念式典記念品、パンフレット等制作）、支払利息等の諸費用
緑道管理費	国際会議場の緑道管理のための水道光熱費、固定資産税、委託費
駐車場事業費	国際会議場とマリンメッセの駐車場土地の賃借料（福岡市）、委託費（警備、清掃）、消費税（税込方式）等の諸費用
総務管理費	総務管理の人件費、通信運搬費、リース料、火災保険料、固定資産税、事業所税等の諸経費。各施設への配賦は、人件費は各人ごとに担当施設を決めて配賦（理事長、専務理事、常務理事、総務3名はマリンメッセ、総務部1名のみ国際会議場に分ける）しており、他の経費も直接配賦可能なものは各施設へ配賦し、共通経費のうち合理的な按分が不可能なものは、原則マリンメッセへ配賦している。
減価償却費	有形・無形固定資産の減価償却費及び繰延資産の償却費。マリンメッセの建物は福岡市の所有で建物関係の償却費はない。
除却損失	国際センターの増改修工事による既存施設、備品の一部撤去に伴う除却損失。除却した建物の未償却残高が取得価額の20%残っていたため多額の除却損が発生した。
退職給与引当金繰入額	固有職員（プロパー）の退職給与引当金繰入額（自己都合退職金積立金の増加額）各施設への配賦は、各人別に担当施設を決めて配賦している。

### 第3. 監査の結果

#### 1. 福岡コンベンションセンターの財務諸表と監査実施対象について

監査は平成 16 年度の財務諸表について以下の項目を検討した。

- ① 収入のうち事業収入及び未収金
- ② 支出のうち委託料、人件費、旅費
- ③ 貸借対照表のうち現金預金、引当預金、有価証券、有形固定資産、借入金

なお、コンベンションセンターの事業は、法人税法上収益事業として課税対象であるが、国際会議場、国際センターの施設に関し、平成 10 年 4 月以降取得の建物以外は定率法で減価償却されており毎期減価償却費が多額に計上されること、及び福岡市から受取る借入金償還資金の補助金が法人税基本通達 15-2-12 により「固定資産の取得又は改良に充てるために交付を受ける補助金の額」に該当し益金算入されないこと等から税務上繰越欠損金が生じ、会計上は多額の剰余金が発生しているにも拘らず、設立以来法人税等は支払っていない。

委託料については、支出の中で最も多い額であり、かつ各費目については施設ごとに支出されているので、施設ごとに検討した。

その内訳は以下のとおりである。

## 施設別委託費内訳

(単位：千円)

	決算金額	左記の内訳				監査対象委託費	(注)
		委託費	人件費	光熱水料費	その他		
国際会議場							
事業費							
施設管理運営費	439,571	197,241	34,503	86,971	120,857	193,737	* 1
利用促進費	12,632	6,962	—	—	5,670	4,595	* 2
緑道管理費	6,778	1,591	—	3,027	2,160	—	
駐車場事業費	53,059	5,378	—	244	47,436	2,898	* 3
管理費							
総務管理費	33,433	13	9,705	—	23,716	—	* 4
小計	545,474	211,185	44,208	90,242	199,839	201,230	
マリンメッセ							
事業費							
施設管理運営費	451,430	235,215	81,740	106,986	27,489	229,166	
利用促進費	23,229	12,895	—	—	10,333	11,900	* 2
駐車場事業費	59,585	21,213	—	234	38,139	21,393	* 5
管理費							
総務管理費	125,467	70	69,705	—	55,691	—	* 6
小計	659,710	269,393	151,445	107,220	131,652	262,459	
国際センター							
事業費							
施設管理運営費	140,204	49,602	39,367	34,891	16,344	44,549	
利用促進費	6,743	4,646	—	—	2,097	4,595	* 2
施設改修費	81,738	2,453	4,969	—	74,316	1,303	* 7
管理費							
総務管理費	62,745	11	1,387	—	61,347	—	* 8
小計	291,430	56,712	45,724	34,891	154,104	50,447	
合計	1,496,614	537,290	241,377	232,352	485,595	514,136	

\* 1 その他は、支払利息95,194千円を含む。

\* 2 利用促進費の4,595千円は財団総合パンフレット等製作費であるが、事務手続きはマリンメッセで一括して取扱っており、総額13,786千円を3施設に共通に4,595千円づつ振り分けられているため、監査はマリンメッセの委託料で検討した。

\* 3 その他は、賃借料42,703千円を含む。

\* 4 その他は、租税公課15,526千円（消費税12,738千円、償却資産税2,945千円等）他である。

\* 5 その他は、賃借料36,150千円（固定資産税23,252千円、消費税26,355千円、事業所税6,847千円等）を含む。

\* 6 その他は、租税公課37,248千円（消費税17,961千円、事業所税17,860千円等）他である。

\* 7 その他は、消耗什器備品費46,048千円を含んでおり、会議用イス4,000脚（税込39,606千円）及び専用台車160台（税込4,351千円）の取得については監査対象とした。

\* 8 その他は、租税公課57,206千円他である。

## 2. 事業収入について

### 2.1. 概要

コンベンションセンターの事業収入は、展示場事業収入、会議場運営受託収入（福岡市）、レストラン等事業収入、備品使用料収入、駐車場事業収入である。

#### 2.1.1 事業収入の内容と施設別推移

施設別事業収入の推移

（単位：千円）

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
国際会議場					
会議場運営受託収入（注1）	-	-	46,492	382,573	396,397
レストラン等事業収入	-	-	5,805	93,986	9,626
レストラン収入（注5）	-	-	4,525	76,367	4,949
自動販売機収入	-	-	1,280	17,618	4,678
会議場備品使用料収入（注6）	-	-	14,222	82,447	76,491
会議場駐車場事業収入	-	-	1,452	47,785	53,059
小 計	-	-	67,970	606,791	535,573
マリンメッセ					
展示場収入	694,511	804,108	638,992	752,895	767,351
使用料収入	629,028	706,906	577,026	682,496	692,464
負担金収入（注2）	65,483	97,202	61,966	70,398	74,886
レストラン等事業収入（注5）	109,170	119,419	87,941	101,167	14,602
レストラン収入	47,892	53,524	35,176	40,903	3,407
売店収入	30,419	30,932	22,550	24,387	1,321
自動販売機収入	30,859	34,963	30,215	35,876	9,874
国際見本市受託事業収入（注3）	10,000	49,821	11,000	46,109	-
マリンメッセ駐車場事業収入	63,675	75,464	57,371	68,433	59,585
自主企画事業特別会計（注7）	17,532	20,293	21,981	19,712	16,061
小 計	894,887	1,069,105	817,284	988,316	857,599
国際センター					
展示場収入（注4）	310,041	281,043	297,629	242,727	202,322
使用料収入	263,028	238,173	257,887	211,798	178,640
負担金収入（注2）	47,013	42,870	39,742	30,929	23,682
レストラン等事業収入（注5）	6,203	6,520	4,966	4,033	2,867
売店収入	2,309	2,496	1,658	1,264	1,078
自動販売機収入	3,893	4,024	3,308	2,769	1,789
合 計	316,244	287,563	302,595	246,759	205,189
事業収入合計	1,211,131	1,356,668	1,187,850	1,841,866	1,598,361

（注1）国際会議場は、平成15年3月3日に開館した。使用料収入は、利用料金制ではないので福岡市の収入となる。

（注2）展示場収入の負担金収入は、電気、ガス、水道、コピー及び電話代の利用者負担分である。

（注3）マリンメッセの国際見本市受託事業は、平成13年度、平成15年度と2年毎に実施された。平成12年及び平成14年は準備期間の収入で平成16年度は平成17年度の開催がないためなし。）

（注4）国際センターは、大規模改修工事のため平成16年1月4日から7月20日まで休館した。

（注5）国際会議場及びマリンメッセのレストラン等事業収入は平成16年度からマージン分のみ計上に変更された。

国際センターは従来からマージンのみ計上している。

（注6）備品使用料収入は、マリンメッセ及び国際センターは展示場収入の使用料収入に含めているが、国際会議場は展示場収入（福岡市の収入）がないため独立科目で表示している。

（注7）自主企画事業特別会計は、全国陶磁器フェア事業で毎年3月に実施している。

なお、福岡市に歳入される国際会議場の使用料収入の推移は以下のとおりである。

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
使用料収入	47,410	241,036	249,597

### 2.1.2 展示場収入について

展示場収入は、マリンメッセと国際センターの使用料収入と、負担金収入がある。使用料収入は、催事ごとに多目的展示室使用料、時間外料金、付帯施設使用料、付属設備及び備品使用料に区分し管理されている。光熱水費は別料金で徴収し負担金収入で計上している。

国際会議場については、使用料は福岡市に歳入されるのでコンベンションセンターには計上されないが、コンベンションセンターは受付から催事開催撤去までの事務手続きを福岡市に委託されており、当該受託料は会議場運営受託収入に計上されている。また、使用料の収受に関しては、利用者にコンベンションセンターで振込用の納付書を発行し福岡市に直接振り込んでもらうシステムになっている。

国際会議場の備品使用料については、コンベンションセンターの収入になるが、福岡市の補助金算定に際しては控除対象とされる。

### 2.1.3 会議場運営受託収入について

コンベンションセンターは、福岡市から国際会議場の管理運営を特命随意契約で受託している。

受託収入の内訳は以下のとおりである。

(単位；千円)

区 分	実績金額	説明
給料諸手当	37,022	市より出向 3 名、センタープロパー 5 名
共済費	4,930	同上
退職手当積立	234	センタープロパー 5 名分
賃金	2,254	臨時職員賃金
旅費	293	誘致営業、協議会出席旅費
印刷消耗品費	6,305	ケーブル等施設設備消耗品、印刷製本費等
被服費	123	制服
食糧費	19	打ち合わせ
役務費	6,577	通信費、火災保険料、広告物送料等
委託費	203,724	ビルメンテナンス、設備保守点検、舞台事務所委託
自動車借上料	6	タクシー代
借損料	2,261	植物・複写機・パソコンリース
修繕費	10,034	設備修理、震災復旧修理
備品購入費	13,672	雑水用高架タンク、LAN ケーブル、緑道コンセント等
光熱水費	86,970	
負担金	12,574	各種協議会等年会費、サンパレス出向負担金
租税公課	9,388	消費税、地方消費税及び印紙税
合計	396,397	



#### 2.1.4 レストラン収入について

レストランについては、国際会議場は、隣接施設であるサンパレスレストランと一体的に運営する必要があるため、レストラン運営業者選定に先立ち行われた（財）福岡勤労者福祉センターの解散に伴うサンパレス運営の後継業者選定（福岡市実施）により決定した業者と随意契約により契約している。マリンメッセはコンペ方式により決定している。レストラン使用の営業料は国際会議場もマリンメッセと同率を条件として協議し、売上高の10%で決定している。

#### 2.2. 監査の結果

事業収入について過年度比較、予算比較、施設使用料計上手続き、入金状況等を聴取検討した結果、事業収入に関する事務は規則に準拠して適正に処理されていることが認められた。

なお、施設使用料の入金については、基本的に前受金を受取るシステムになっており、未収金残高及び滞留債権は少ない。

#### 2.3. 各施設の利用状況と使用料収入について

各施設の利用状況と収入の推移は「第 2. 財団法人福岡コンベンションセンターの概要」  
「2.1.1 施設別利用状況と事業収入の推移」に記載のとおりである。

平成 16 年度の利用状況を内容別に利用日数と入場者で示すと以下のとおりである。

平成16年度利用状況

区 分	利用件数 件	利用日数 日	入場者数 人	金 額 千円	利用件数当りの	
					入場者数	金額(千円)
国際会議場						
国際会議・学会	14	53	39,160	35,418	2,797	2,530
学会(国内)	23	56	42,595	41,699	1,852	1,813
展示会	47	118	72,568	48,398	1,544	1,030
コンサート・興行	5	7	3,009	1,170	602	234
一般会議・その他	891	1,056	209,013	125,454	235	141
合 計	980	1,290	366,345	252,139	374	257
マリンメッセ						
展示会	38	136	381,386	272,128	10,036	7,161
会議・集会	12	38	122,328	104,737	10,194	8,728
コンサート・興行	22	78	353,511	284,136	16,069	12,915
アマチュアスポーツ	1	11	118,603	31,463	118,603	31,463
合 計	73	263	975,828	692,464	13,368	9,486
国際センター						
展示会	25	96	105,458	76,088	4,218	3,044
会議・集会	4	8	14,600	4,580	3,650	1,145
大相撲	1	35	88,392	47,271	88,392	47,271
コンサート・興行	11	28	107,460	43,556	9,769	3,960
アマチュアスポーツ	3	10	19,930	3,564	6,643	1,188
そ の 他	3	5	4,923	3,580	1,641	1,193
合 計	47	182	340,763	178,640	7,250	3,801

(注) 国際会議場の使用料収入金額は、発生主義で記載しているため、現金主義で計上している福岡市歳入の使用料収入249,597千円より多くなっている。

国際会議場は、利用率が50%程度で使用料収入も少なく、一般会議に利用される日数が80%を占めているが、国際会議、学会、展示会を誘致するほど入場者数が増加し、福岡市の経済効果も大きくなる。マリンメッセ、国際センターは展示会に利用される日数が50%超であるが、入場者数及び使用料収入では大型のコンサート・興行の誘致が大きく寄与している。また、国際センターは、毎年11月に開催される大相撲の集客効果が大きく貢献している。

利用率は、国際会議場については利用延室数（利用可能日数×最大分割室数24室）、マリンメッセ及び国際センターについては利用日数で計算されている。

### 3. 国際会議場に関する委託料について

#### 3.1. 概要

国際会議場運営に必要な施設維持管理、会議場利用サービス業務、各種設備の保守点検業務を外注委託している。

平成16年度の委託料は総額211,185千円であり、その中から契約金額が1,000千円以上の案件23件を下記のとおり抽出しその委託先選定方法及び決定理由を聴取した。

なお、委託契約で随意契約が認められるのは、予定価格が1,000千円以下の場合など限定的な場合である。

名称	委託料(千円)	契約方法	備考	受託者	指摘事項	意見
福岡国際会議場施設維持管理業務委託	71,295	特命(入札)	平成14年度(初年度)に指名競争入札し、次年度から2年間の特命随意契約としたため	西鉄ビルマネジメント㈱		○
福岡国際会議場利用サービス業務委託	35,664	特命(入札)	平成14年度(初年度)に指名競争入札し、次年度から安定的な運営のため特命随意契約としているため	㈱福岡市民ホールサービス		○
福岡国際会議場昇降機設備保守点検業務委託	12,017	特命	メーカー独自の技術、システムであり内容を熟知していないと良好な保守が困難なため	ダイコー(㈱福岡営業所)		
福岡国際会議場吊物・舞台設備保守点検業務委託	10,458	特命	メーカー独自の技術、システムであり内容を熟知していないと良好な保守が困難なため	三精輸送機㈱九州営業所		
福岡国際会議場空調設備保守点検業務委託	11,917	特命	平成15年度に指名競争入札し、委託先設置の遠隔監視設備の償却期間は特命随意契約としているため	三菱電機ビルテクノサービス㈱九州支社		
福岡国際会議場消防用設備保守点検業務	2,908	入札		松下電工㈱九州特機営業所		
福岡国際会議場植栽管理業務	1,942	入札		長浜造園㈱		
福岡国際会議場利用サービス業務スポット委託	1,800	特命	夜間、早朝の仕込み撤去や、音響、照明、舞台機材の操作等を円滑に進めるには施設の利用サービス業務を委託している同じ業者でないが困難なため	㈱福岡市民ホールサービス		
福岡国際会議場受付及び情報機器操作業務委託	6,951	特命	受付のほか情報システムの入力業務等を行うため、コンベンションセンターの業務を幅広く熟知し業者が良かったため3年毎の入札としている。	㈱トットコム・コミュニケーションズ		
自家用電気工作物の保安管理業務	1,680	随契	電気事業法施行規則の電気主任技術者を外部委託する場合の要件に該当するため	徳重電気管理事務所		
福岡国際会議場舞台音響設備保守点検業務	4,431	特命	メーカー独自の技術、システムであり内容を熟知していないと良好な保守が困難なため	ヤマハサウンドテック㈱九州営業所		
福岡国際会議場ホール映像・会議室AV設備保守点検業務	4,431	特命	メーカー独自の技術、システムであり内容を熟知していないと良好な保守が困難なため	パナソニックSSマーケティング(㈱九州支社)		
福岡国際会議場多目的ホール移動間仕切り保守点検業務	2,541	特命	メーカー独自の技術、システムであり内容を熟知していないと良好な保守が困難なため	イトーキテクノカルサービス		
福岡国際会議場電話設備保守点検業務	1,942	特命	ローミング、コードレス電話機能等を有するため施行・施設した業者でないが良好な保守が困難なため	㈱エヌ・ティ・ティネット九州		
福岡国際会議場可動遮音壁保守点検業務	3,465	特命	メーカー独自の技術、システムであり内容を熟知していないと良好な保守が困難なため	三菱重工工業(㈱九州支社)		
福岡国際会議場中央監視装置保守点検業務	5,817	特命	メーカー独自の技術、システムであり内容を熟知していないと良好な保守が困難なため	㈱山武ビルシステムカンパニー九州支店		
福岡国際会議場舞台照明設備保守点検業務	2,940	特命	メーカー独自の技術、システムであり内容を熟知していないと良好な保守が困難なため	東芝ライテック㈱		
福岡国際会議場LAN設備保守点検業務	4,924	特命	メーカー独自の技術、システムであり内容を熟知していないと良好な保守が困難なため	日本電気システム建設(㈱九州支店)		
福岡国際会議場ITV・共聴設備保守点検業務	1,260	特命	メーカー独自の技術、システムであり内容を熟知していないと良好な保守が困難なため	三菱電機システムサービス(㈱)		
福岡国際会議場同時通訳設備保守点検業務	1,480	特命	メーカー独自の技術、システムであり内容を熟知していないと良好な保守が困難なため	㈱東和エンジニアリング九州営業所		
福岡国際会議場正面玄関天板他清掃業務	2,730	特命	緊急に作業を行うもので、雇用の運営状況を熟知し、作業の変更等に柔軟に対応可能な業者と契約するため	西鉄ビルマネジメント㈱		
福岡国際会議場駐車場管理運営等業務	2,898	特命	施設と一体的に利用される駐車場は、施設維持管理業務を委託している業者に委託した方が効率的な業務運営を期待できるため	西鉄ビルマネジメント㈱		
福岡国際会議場ポータル情報システム開発委託	1,144	特命	施設の管理運営システムを開発した業者でないがプログラムの解析、セキュリティ等の問題があるため特命随意契約とした。	㈱シティアスコム		
計	196,635					

### 3.2. 監査の結果

上記サンプルを契約方法毎に分類すると次のとおりである。

契約方法	件数	金額
特命随意契約	20 件	190,105 千円
随意契約	1	1,680
指名競争入札	2	4,850

圧倒的に特命随意契約が多いが、これを特命の理由で大別すると次のとおりである。

- ① 昭和 55 年 10 月 30 日付財政局長通知「警備及び清掃等に係る契約業務等について」において、常駐警備を含む契約については、原則として初年度は指名競争入札とし、次年度から 2 年間（機械警備を含む契約については 4 年間）特命随意契約によることができるとされており、コンベンションセンターにおいてもこれを準用している（4 件）
- ② 国際会議場における委託案件の多くは、各種機械設備の保守点検であり、製造したメーカー（直系）でないと保守しえないとの理由で特命とされている。（13 件）
- ③ 付随的な業務であることを理由として元になる業務の委託先に特命で発注されたもの（3 件）

監査においては 10 百万円以上の案件 5 件について、契約書、契約に至る各種資料、決裁関係書類、会計伝票などと照合して検討した。なお、①のタイプの契約については、初年度に遡り指名競争入札の状況を検討した。10 百万円以下の案件については、入札状況を検討するとともに、随意契約の契約方法について質問等を行った。

その結果、委託料に関する契約事務手続、出納手続は、下記に記載する意見はあるものの、規程に準拠して適切に処理されているものと認められた。

なお、特命随意契約は、複数者による見積り合わせを行わず、1 者のみで見積書提出による随意契約を呼んでいるが、特命という言葉は地方自治法にはなく、地方自治法第 234 条、同施行令 167 条の 2 により地方公共団体が随意になしうる契約を随意契約として認めているだけである。福岡市の内規である「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」第 7 条第 4 項では、特命随意契約を行うことができるのは、他に受託可能な者がいないなど限定的な場合に限るとされている。

### 3.2.1 国際会議場施設維持管理業務委託業務

#### 1) 業務内容と委託料の推移

国際会議場の清掃、警備、機械運転等の委託である。

##### 委託料の推移

(単位；千円、税込)

年 度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
委 託 料	13,949	71,400	71,295
予 定 価 格	27,898	71,400	71,358
委 託 先	西鉄ビルマネジメント	同左	同左
選 定 方 法	指名競争入札	特命随意契約	同左

(注)平成 14 年度の委託料が少ないのは、国際会議場は平成 14 年 11 月に竣工し平成 15 年 3 月に開業したためである。

#### 2) 指名競争入札の検討

平成 16 年度は特命随意契約であるが、平成 14 年度に指名競争入札を行っている。平成 14 年度の入札には 42 社の参加業者があり、最低価格（最低制限価格 13,285 千円）であった 15 社の中からくじびき（あみだくじ）で選ばれている。

設計価格：27,898 千円（税込） 設計金額は、清掃業務については「福岡市財政局単価」を、機械運転と警備業務は「公刊資料」の基準単価を使用して積算している。

予定価格： 初年度であるので設計価格 27,898 千円と同額とされている。

最低制限価格：13,949 千円（税込） 設計価格の 50%

予定価格と最低制限価格は、不当な低価格入札を防止するために、清掃等業務委託契約における不当な低価格入札の防止等に関する取扱要領（昭和 58 年 2 月 22 日財政局長通知）の規定に基づき公表されている。

平成 15 年度及び平成 16 年度は、前述の「警備及び清掃等に係る契約事務等について」（昭和 55 年 10 月 30 日財政局長通知）により次年度から 2 年間特命随意契約によることができるとされているので、特命随意契約とされた。

#### 3) 平成 16 年度契約金額の決定

設計価格：71,358 千円（税込） 通常の契約積算金額 109,106 千円×0.5（初年度落札率）＋新規分 681 千円＋特別清掃 12,730 千円→67,960 千円×1.05

予定価格：71,358 千円（税込） 設計価格と同じ

見積書： 71,295 千円（税込）

#### 4) 意見

平成 17 年度は特命随意契約期間の 2 年が切れるため、指名競争入札を行っており、選定対象業者 25 社中指名業者 7 名の入札で最低価格を提示した西鉄ビルマネージメントが落札し、過年度と同じ業者となっている。同社は最低制限価格の 82,761 千円で入札しているが、他の 6 名は 82,929 千円～83,790 千円でわずかに高い価格で入札している。予定価格と最低制限価格は公表されているのに最低制限価格で入札したのは従来の業者のみである。当該入札について入札参加業者間における競争性が確保されているとは認めがたい。

入札の状況は以下のとおりである

設計価格：118,230 千円（税込）

予定価格：83,895 千円（税込）設計金額×0.71（0.71 は過去の平均値）

最低制限価格：82,761 千円 設計価格の 70%

清掃等業務委託契約の最低制限価格は、従来は標準調査価格の 50%としていたが、平成 16 年度から 70%に改正された。改正の理由は、従来、自治法施行令第 167 条 10 の 2 により工事及び製造業務にだけ最低制限価格が定められていたが、施行令が改正されその他の業務にも最低制限価格（標準調査価格の 70%）が適用されることとなったためである。福岡市では、従来「清掃等業務委託契約における不当な低価格入札の防止等に関する取扱要領」において標準調査価格の 50%を最低制限価格として公表していたが、平成 16 年 1 月 22 日に同取扱要領が一部改正され、設計価格の 70%が最低制限価格とされた。このため過去 2 年間約 71 百万円で契約され円滑に実施されていた業務が、最低制限価格が 70%に改正されたとはいえ、契約金額が約 11 百万円も一気に増加している。制度改正を機に設計金額の見直し等柔軟な対応をすべきであったと思われる。

### 3.2.2 国際会議場利用サービス業務委託

#### 1) 業務内容と委託料の推移

国際会議場の利用者に対するサービス業務委託である。主に会場のセッティングを行う。16 名の専属の社員が会議場の事務局に常駐している。この専属人員だけで足りない場合にはスポットでの委託があり、その金額は平成 15 年度 3,163 千円、平成 16 年度 1,800 千円である。

委託料の推移

(単位；千円、税込)

年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
委託料	6,452	31,674	35,664
予定価格	9,218	31,713	35,690
委託先	(株)福岡市民ホールサービス	同左	同左
選定方法	指名競争入札	特命随意契約	同左

## 2) 指名競争入札の検討

初年度である平成 14 年度に指名競争入札を行っている。入札に 3 社の参加業者があり、最低制限価格で入札した 2 社の中からくじびき（あみだくじ）で選ばれている。

入札の状況は以下のとおりである。

設計価格：9,218 千円（税込） 人員の実日数に公刊資料の建築施工単価を乗じて積算した金額に諸経費 10%をのせて計算している。

予定価格：9,218 千円（税込） 設計価格と同じ

最低制限価格：6,452 千円（税込） 設計価格×0.7

予定価格と最低制限価格は、公表されている。

入札結果 (単位；千円、税抜)

参加業者	入札金額
(株)福岡市民ホールサービス	6,452
A	6,452
B	8,334

## 3) 平成 16 年度契約額の決定

設計価格：35,690 千円（税込） 人員の実日数に公刊資料の建築施行単価を乗じて積算した金額に諸経費 10%をのせて計算した金額

予定価格：35,690 千円（税込） 設計価格と同じ

最低制限価格：24,983 千円（税込） 設計価格の 70%（初年度落札率）

見積書： 35,664 千円（税込）

## 4) 意見

当該契約は、(株)福岡市民ホールサービスとの特命随意契約である。

特命の根拠としては、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号「契約の性質又は目的が競争入札に適さないもの」及び第 7 号「時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みのあるとき」を準用しており、具体的には以下の理由を挙げている。

- ① 仮に新たな委託先が決定された場合、業務に精通するのに過去の事例から見て最低 4 か月（施設を閉鎖した条件下で）が必要であり、また、福岡市民ホールサービスがこれまでの受託期間中に独自に会得した運営ノウハウを競合他社に引き継ぐことは期待できない。このため本契約の性質が競争入札に適していない。
- ② 福岡市民ホールサービス以外に大規模学会等の運営ノウハウを取得し続けている競合他社はなく、また、福岡国際会議場利用者の高評価は、財団側と福岡市民ホールサービスの協働でなされたものであり、受託者を入札によって変更することは、これまで投下した時間・ノウハウ等の損失が大きく財団側に不利になる。

③ 平成 16 年度の契約実績額 35,665 千円は、設計金額の 70% の金額で落札され、以後その金額をベースに契約しているため、時価に比して著しく有利な金額であり、17 年度以降も同様な金額での契約を期待できる。

④ 「株式会社福岡市民ホールサービスへの今後の業務委託について（方針決定）」

（平成 15 年 11 月 5 日市民局長決裁）中の「ホール収容定員 500 名以上については同社に特命随意契約とする」に照らしても、当施設が定員 1,000 名であること、その他の会議室形態が会議の多様な用途をもっており特命契約に適していると判断できる。

コンベンションセンターは、(株)福岡市民ホールサービスと今後も特命随意契約を継続する方針のようであるが、同社は福岡市の外郭団体（福岡市 50% 出資）であり、他に大規模学会等の運営ノウハウを取得し続けている競合他社はないとのことではあるが、全国に目を広げれば同様の施設運営の業者は存在するので、広く参入可能な業者を調査し、数年に一度は入札を行うべきである。



## 4. マリンメッセに関する委託料について

### 4.1. 概要

マリンメッセ運営に必要な施設維持管理、会議場利用サービス業務、各種設備の保守点検業務を外注委託している。

平成16年度の委託料は総額269,393千円であり、その中から契約金額が1,000千円以上の案件27件を下記のとおり抽出し、その委託先選定方法及び決定理由を聴取した。

名 称	委託料(千円)	契約方法	備 考	受託者	指摘事項	意見
マリンメッセ福岡施設維持管理業務	83,790	入札		三洋ビル管理㈱	○	○
マリンメッセ福岡催事運営管理業務	35,328	特命	大規模多目的コンベンション施設の舞台、映像、音響、照明設備に関する運営管理業務を単独に行える業者が存在しなかったため大手企業の共同企業体と特命随意契約としている。	㈱東通、㈱西日本パズマ/マリンメッセ福岡共同企業体		○
マリンメッセ福岡空調設備保守点検業務	25,620	特命	平成13年度に5年間の長期整備計画を策定し指名競争入札業者と5年間の特命随意契約としているため	新菱冷熱工業㈱九州支社		
マリンメッセ福岡昇降式可動席保守点検業務	10,384	特命	メーカー独自の技術、システムであり内容を熟知していないと良好な保守が困難なため	三菱重工㈱九州支社		
マリンメッセ福岡多目的展示室付随業務	10,106	特命(単契)	マリンメッセ福岡催事運営管理業務を委託している業者と契約したが良いため	㈱東通、㈱西日本パズマ/マリンメッセ福岡共同企業体		
マリンメッセ福岡駐車場警備業務	19,791	特命	施設と一体的に利用される駐車場は、施設維持管理業務を委託している業者に委託した方が効率的な業務運営を期待できるため	三洋ビル管理㈱		○
財団総合パンフレット等製作(注)	13,786	随契	企画競争入札により選定委員会で決定した業者と随意契約を交わしたため	凸版印刷㈱		
マリンメッセ福岡消防用設備保守点検業務	6,405	入札		三和防災工業㈱	○	
マリンメッセ福岡緑地管理業務	2,100	入札		イー・スケープ㈱	○	
マリンメッセ福岡調光設備保守点検業務	2,866	特命	メーカー独自の技術、システムであり内容を熟知していないと良好な保守が困難なため	松下電工エレクトロニクス㈱九州支社		
マリンメッセ福岡エレベータ設備保守点検業務	5,500	特命	メーカー独自の技術、システムであり内容を熟知していないと良好な保守が困難なため	東芝エレベータ㈱九州支社		
マリンメッセ福岡中央監視システム保守点検業務	8,148	特命	メーカー独自の技術、システムであり内容を熟知していないと良好な保守が困難なため	㈱山武ビルシステムカンパニー九州支店		
マリンメッセ福岡大型映像設備保守点検業務	6,384	特命	メーカー独自の技術、システムであり内容を熟知していないと良好な保守が困難なため	三菱電機プロフェッショナルエレクトロニクス㈱九州支社		
マリンメッセ福岡弱電設備保守点検業務	1,918	特命	メーカー独自の技術、システムであり内容を熟知していないと良好な保守が困難なため	パナソニックSSマーケティング㈱九州支社		
マリンメッセ福岡2階スライド式可動席保守点検業務	1,302	特命	メーカー独自の技術、システムであり内容を熟知していないと良好な保守が困難なため	愛知㈱福岡支社		
マリンメッセ福岡監視カメラ設備保守点検業務	1,155	特命	メーカー独自の技術、システムであり内容を熟知していないと良好な保守が困難なため	ビクターオーディオエレクトロニクス㈱九州支社		
マリンメッセ福岡電話設備保守点検業務	2,205	特命	ローミング、コードレス電話機能等を有するため施行・施設した業者でないで良好な保守が困難なため	㈱エヌ・ティ・ティ・ネット九州		
マリンメッセ福岡舞台機構保守点検業務	9,324	特命	メーカー独自の技術、システムであり内容を熟知していないと良好な保守が困難なため	三精輸送機㈱九州営業所		
マリンメッセ福岡ロールスクリーン保守点検業務	1,596	特命	メーカー独自の技術、システムであり内容を熟知していないと良好な保守が困難なため	立川装備㈱		
マリンメッセ福岡1階スライド式可動席保守点検業務	1,575	特命	メーカー独自の技術、システムであり内容を熟知していないと良好な保守が困難なため	㈱コトブキ九州支社		
マリンメッセ福岡長期修繕計画策定業務	4,200	特命	施設的设计・工事を熟知し現状の把握ができる業者と契約するため	㈱日本設計九州支社		
マリンメッセ福岡受変電設備保守点検業務	5,722	特命	特別高圧設備は特殊機器でありメーカーでないで点検、整備が困難なため	㈱日立製作所九州支社		
福岡コンベンションセンター広報誌「CEEA」製作	4,977	特命	急激な企画水準、デザイン、装丁の変更は予定していないので、平成15年度企画競争入札で選考した業者と契約した。	福博総合印刷㈱		
営業用ハルパー扇子製作	1,312	特命	福岡コンベンションビュロー及び福岡商工会議所の扇子を作成している業者のデザインを利用する方が安価なため	(有)はくせん		
広報誌「CEEA」発送及び発送関連業務	1,016	随契	見積徴収により安価であったため	ヤマトロジスチック㈱		
マリンメッセ福岡駐車場清掃業務	1,602	特命	施設と一体的に利用される駐車場は、施設維持管理業務を委託している業者に委託した方が効率的な業務運営を期待できるため	三洋ビル管理㈱		
マリンメッセ福岡特殊音響設備保守点検業務	3,538	特命	メーカー独自の技術、システムであり内容を熟知していないと良好な保守が困難なため	ヤマサウンドテック㈱九州営業所		
合計	271,650					

(注) 財団総合パンフレット等製作13,786千円は、決算上は3施設に共通に4,595千円づつ振り分けられているが、事務手続きはマリンメッセで一括して取扱っているため、3施設分をマリンメッセの委託料で検討した。

#### 4.2. 監査の結果

上記サンプルを契約方法で分けると次のとおりであった。

契約方法	件数	金額
特命随意契約	22 件	162,553 千円
随意契約	2	14,802
指名競争入札	3	92,295

圧倒的に特命随意契約が多いが、これを特命の理由で大別すると次のとおりである。

- ① 昭和 55 年 10 月 30 日付財政局長通知「警備及び清掃等に係る契約業務等について」において、常駐警備を含む契約については、原則として初年度は指名競争入札とし、次年度から 2 年間（機械警備を含む契約については 4 年間）特命随意契約によることができるとされており、コンベンションセンターにおいてもこれを準用しているためである。（1 件）
- ② マリンメッセにおける委託案件の多くは、各種機械設備の保守点検であり、製造したメーカー（直系）でないと保守しえないとの理由で特命とされている。（14 件）
- ③ 付随的な業務に関連する業務の委託先に特命で発注されたもの（5 件）
- ④ 大規模多目的コンベンション施設の舞台、映像、音響、照明設備の運営管理業務を単独に行える業者がないとの理由で大手企業の共同企業体に特命とされたもの（1 件）
- ⑤ 施設の設計・工事を熟知し現状の把握ができる業者に特命で発注されたもの（1 件）

監査においては 10 百万円以上の案件 7 件について、契約書、契約に至る各種資料、決裁関係書類、会計伝票などと照合して検討した。なお、①のタイプの契約については、初年度に遡り指名競争入札の状況を検討した。10 百万円以下の案件については、入札状況を検討するとともに随意契約の契約方法について質問等を行った。

その結果、委託料に関する契約事務手続、出納手続は、以下に記載する指摘事項、意見を除いて、規程に準拠して適切に処理されていると認められた。

##### 4.2.1 マリンメッセ施設維持管理業務

###### 1) 業務内容と委託料の推移

(単位 ; 千円、税込)

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
委託料	84,199	85,050	86,100	85,575	83,790
請負者	三洋ビル管理(株)	同左	同左	同左	同左
契約方法	特命随意契約	指名競争入札	特命随意契約	同左	指名競争入札

業務内容は、清掃、警備、機械運転等である。前回平成 13 年度に指名競争入札が行われ、その後 2 年間は特命随意契約であった。平成 16 年度は市財政局長通知による特命随意契約の 2 年間で切れるため、指名競争入札が行われた。

## 2) 指名競争入札の検討

### ① 設計金額の算定

設計数量算定の参考とするため 3 社から参考見積りを取っている。

なお、設計金額 111,615 千円(税込み)は、各管理業務を細分化し、業務単価に数量を乗じて算出している。

### ② 入札の検討

予定価格： 84,735 千円(税込) (税抜 80,700 千円) 設計金額の 76%

76%は平成 13 年度入札落札率を参考に予定価格/設計額の割合から算出されている。

最低制限価格： 59,314 千円(税込) 予定価格の 70%

予定価格と最低制限価格は公表されている。

入札指名参加基準：福岡市と契約実績があること、福岡市内に事務所を有すること、一定人数の技術者を有すること等を条件に 7 社を指名

入札結果 (単位；千円、税抜)

三洋ビル管理(株)	79,800
A	80,000
B	80,220
C	80,300
D	80,300
E	80,400
F	80,500

## 3) 指摘事項

① 最低制限価格は設計価格の 70%とされているが、予定価格の 70%の 59,314 千円(税込)で計算され入札時に公表されていた。平成 16 年度の入札は、最低制限価格を公表することになって初めての入札であったため、誤ったとのことであるが、設計価格 70%の金額 78,130 千円(税込)で公表されていれば落札結果は違っていたかもしれない。

② 各種伺について、起案日の記載はあるものの、決裁日の記入が漏れているものが散見される。一連の業務の流れにおいて、承認された日付を明示すべきである。

## 4) 意見

当該委託業務については、3 年に一度指名競争入札を実施しているが、結果として三洋ビル管理(株)がマリンメッセ設立時点(平成 7 年度)から継続して落札している。平成 13 年度は 1,700 千円差の 81,000 千円で落札、平成 16 年度は 200 千円差の 79,800 千円で落札している。予定

価格と最低制限価格は公表されているのに予定価格 80,700 千円（税抜）よりわずかに低い金額を各社が提示し、結局、同じ業者が落札しており、当該入札について入札参加業者間における競争性が十分確保されているとは認め難い。

なお、平成 13 年度の入札結果は以下のとおりである。

入札結果 (単位；千円、税抜)

三洋ビル管理(株)	81,000
D	82,700
A	83,000
F	83,000
G	83,500
B	85,000
C	85,050

予定価格 85,890 千円(税込)、最低制限価格 42,945 千円(税込)は公表されている。

#### 4.2.2 マリンメッセ催事運営管理業務

##### 1) 業務内容と委託費の推移

(単位；千円、税込)

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
委託料	34,125	34,807	36,439	35,179	35,328
請負者	「下記(注)」	同左	同左	同左	同左
契約方法	特命随意契約	同左	同左	同左	同左

(注) (株)東通、(株)西日本シミズマリンメッセ福岡共同企業体

業務内容は、催事の設営に係る管理監督、設備の操作等である。受託者は、(株)東通、(株)西日本シミズマリンメッセ福岡共同企業体である。

契約方法は特命である。その理由は、当施設は展示・アリーナホール機能を併せ持つ日本有数の大規模多目的コンベンション施設であり、舞台、映像、音響、照明設備等に関する運営管理業務を単独で行える業者が存在しなかったため、平成 7 年の開館以来、実績のある上記 2 社の共同企業体が催事運営管理業務を遂行してきた。従って、当業務委託を履行できる能力のある業者が現在のところ他に存在しないこと、また当共同企業体が 15 年度においても誠実かつ良好に業務を遂行してきたことから特命契約としている。

##### 2) 特命随意契約における契約金額の決定

設計金額：37,226 千円（税込）業務要員の時間単価に年間勤務時間を乗じて算出。

時間単価は、地元企業 3 社の単価見積りを参考とし市民ホールサービスの業務要員単価見積書を基に算定している。

予定価格：36,481 千円（税込）設計価格×0.98

見積書：35,328 千円（税込）

### 3) 意見

当該委託業務については、業務遂行能力のある業者が存在しないことを理由として特命となっている。しかし、同様の音響照明業務を市内類似施設では他の業者が実施している。したがって、当該業務を実施可能な業者が他にも存在する可能性は十分にあると考えられ、常に特命とするのではなく、数年に一度は入札等を検討すべきである。

コンベンションセンターから入手した情報によれば、市内類似施設の契約業者は以下のとおりとなっていた。

A 施設	東側…音響・照明：D社（特命）
	西側…音響・照明：E社（特命）
B 施設	音響：F社（特命）
	照明：G社（特命）
	大道具：H社（特命）
C 施設	音響・照明：自社運営

#### 4.2.3 マリンメッセ駐車場警備業務

##### 1) 業務内容と委託料の推移

(単位；千円、税込)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
委託料	22,677	30,025	21,775	25,306	19,791
請負者	三洋ビル管理 (株)	同左	同左	同左	同左
決定方法	特命随意契約	同左	同左	同左	同左

業務内容は、駐車場料金徴収及び駐車場等の警備である。受託者は、三洋ビル管理(株)である。契約方法は特命及び単価契約(作業一時間当たりの単価を決定する契約)である。特命の理由は、三洋ビル管理(株)は平成15年度に引き続き16年度においてもマリンメッセの保全警備業務、清掃業務、機械運転業務等施設全般的な業務(主契約)を受託しており、開催されるイベントの種類に合わせて本体施設と駐車場は一体的な警備体制をとる必要があるなどとされている。

##### 2) 契約単価の決定

設計金額：単価1,969円/時間 年間予定時間数8,470時間 合計16,675千円(税込)。設計金額根拠は積算資料の「建築保全業務技術者賃金」の警備員B項目1,600円/時間に特殊性を考慮して決定。特殊性の内容は、周辺道路整備、勤務契約方法が不定期、休祝日・夜勤勤務あり、料金徴収に関する付随業務等である。

見積書金額：1,950円/時間

### 3) 意見

マリンメッセ駐車場は平置き駐車場で料金精算は委託業者である三洋ビル管理が行っているが、イベントがない場合、原則として閉鎖されている。ただし、他の施設でイベントが開催されている場合で当該施設の駐車場が満杯になった場合などには、臨機応変に開場し対応している。しかし、駐車場は801台収容できるスペースがあるので、コインパーキング等空きスペースを有効活用することも考えるべきである。なお、国際会議場駐車場はコインパーキングで機械精算システムである。

#### 4.2.4 マリンメッセ消防用設備保守点検業務

##### 1) 業務内容と委託料の推移

(単位；千円、税込)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
委託料	6,930	6,562	6,510	6,352	6,405
請負者	日本ドライケミカル(株)九州支店	同左	同左	同左	三和防災工業(株)
契約方法	指名競争入札	同左	同左	同左	同左

業務内容は、消防用設備の保守点検である。受託者は、指名競争入札により三和防災工業(株)に替わっている。

##### 2) 指名競争入札の決定

設計参考資料として3社から各設備の点検(26種類)で一回当たりの見積を入手しており、3社の最低見積金額に一定の率を乗じた金額を設計単価として採用している。

設計金額：6,636千円(税込) 標準歩掛(建築保全業務積算基準書)及び参考見積

予定価格：6,499千円(税込) 設計金額の98%

予定価格は、公表すべき契約(工事、工事に伴う委託、清掃及び警備)ではないので公表していない。

指名競争入札の参加業者(福岡市登録業者より選定)と入札価格は以下のとおりである。

(単位；千円、税抜)

業者名	1回目入札	2回目入札
三和防災工業(株)	6,300	6,100
H	6,400	6,220
I	6,390	6,240
J	6,382	6,245
K	6,500	6,260

1回目の入札では税抜き予定価格(6,190千円)を下回らなかったため、2回目を実施した。

保証人：能美防災(株)九州支社(保証人は落札業者が選定し保証人承認申請書で承認)

### 3) 指摘事項

- ① 福岡市契約事務規則 20 条に規定されているように入札参加者は最低 6 名以上指名すべきである。
- ② 各種伺について、起案日の記載はあるものの、決裁日の記入が漏れているものが散見される。一連の業務の流れにおいて、承認された日付を明示すべきである。

#### 4.2.5 マリンメッセ緑地管理業務

##### 1) 業務内容と委託料の推移

(単位；千円、税込)

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
委託料	2,646	2,362	2,100	1,680	2,100
請負者	㈱都市造園	同左	同左	同左	イー・スケープ㈱
決定方法	指名競争入札	同左	同左	同左	同左

業務内容は、樹木剪定、害虫防除他緑地管理で、受託者はイー・スケープ㈱である。

##### 2) 指名競争入札の検討

設計金額：2,600 千円(税抜) 福岡市が採用している「公園緑地管理委託設計単価表」に基づき積算している。

指名競争入札に福岡市の登録業者 4 社を選定。

予定価格：2,570 千円 設計金額の 99%

入札額 (H16/3/29) (単位：千円、税抜)

業者名	入札額
イー・スケープ㈱	2,000
L	2,050
M	2,100
N	2,130

保証人：㈱都市造園

業務実績確認：委託業者からの記録写真、管理業務実施報告書、巡回点検報告書  
を  
検査することにより業務の実施を確認している。

### 3) 指摘事項

- ① 福岡市契約事務規則 20 条では入札参加者は最低 6 名以上指名するよう規定されているが、コンベンションセンターは、平成 13 年度の福岡市契約事務規則の改正を失念し 4 名を指名している。今後は 6 名以上の入札参加者を指名する必要がある。
- ② 各種伺について、起案日の記載はあるものの、決裁日の記入が漏れているものが散見される。一連の業務の流れにおいて、承認された日付を明示すべきである。

## 5. 国際センターに関する委託料について

### 5.1. 概要

国際センター運営に必要な施設維持管理、各種設備の保守点検業務を外注委託している。

平成16年度の委託料は総額56,712千円であり、その中から契約金額が1,000千円以上の案件5件を下記のとおり抽出し、その委託先選定の方法と決定理由を聴取した。

名称	委託料(千円)	契約方法	備考	受託者	指摘事項	意見
施設維持管理業務委託	39,900	随契	福岡市の「福岡市博多港港湾整備事業漁業廃止者等転業対策基本要綱」に基づき漁業廃止者の転業対策の一環として設立された法人に特命随意契約をしてきたため	博多湾環境整備㈱		○
自家用電気工作物保安管理業務	1,134	随契	電気事業法施行規則の電気主任技術者を外部委託する場合の要件に該当するため	(財)九州電気保安協会福岡支部		
樹木及び特設花壇管理業務	1,008	特命	福岡市の施策に協力するため	(社)福岡市シルバー人材センター		
舞台機構保守点検業務	2,507	特命	メーカー独自の技術、システムであり内容を熟知していないと良好な保守が困難なため	三精輸送機㈱		
改修工事完成記念式典運営委託	1,303	随契	見積り合わせによる	(財)福岡勤労者福祉センター		
合計	45,852					

### 5.2. 監査の結果

上記サンプルを契約方法で分けると次のとおりであった。

契約方法	件数	金額
特命随意契約	2件	3,515千円
随意契約	3	42,337

特命随意契約の理由は次のとおりである。

- ① 舞台機構で製造したメーカー（直系）でないと保守しえない。（1件）
- ② 福岡市の施策で出来た社団法人に協力するため（1件）

監査に当たっては、10百万円以上の案件について、契約書、契約に至る各種資料、決裁関係書類、会計伝票などと照合して検討した。10百万円以下の案件については、契約方法について質問等を行った。

その結果、委託料に関する契約事務手続及び出納手続は、下記に記載の意見はあるものの、規程に準拠して適切に処理されていると認められた。



### 5.2.1 国際センター施設維持管理業務委託

#### 1) 業務の内容及び委託料の推移

国際センターの清掃及び施設管理に関する業務委託である。具体的には、設備管理運転操作監視業務、警備受付業務、清掃等環境衛生業務及び受付案内電話交換業務である。

平成 16 年度までは、博多湾環境整備㈱が、漁業廃止者の転業対策の一環として設立された昭和 58 年度以来、福岡市の「福岡市博多港港湾整備事業漁業廃止者等転業対策基本要綱」に基づく市からの協力要請を受け、同社と特命随意契約を行ってきた。

(単位 ; 千円、税込)

年度	平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
予定価格	56,019	54,698	55,993	40,051	39,931
委託料	55,965	54,390	54,390	40,005	39,900
委託先	博多湾環境整備㈱	同左	同左	同左	同左
選定方法	特命随意契約	同左	同左	同左	同左

※ 平成 15 年度及び 16 年度は改修工事による一時閉館のため契約金額が減少している。

#### 2) 契約金額の決定 (平成 16 年度)

設計価格 : 46,630 千円 (税込) 清掃業務については「福岡市財政局単価」を、  
機械運転と警備業務は「公刊資料」の基準単価を使用して積算している。

予定価格 : 39,931 千円 (税込) 設計価格のうち市単価、積算基準による金額  
45,117 千円×0.8+見積及び実績による金額 3,843 千円

見積書 : 39,900 千円 (税込)

予定価格の算定に使われる設計価格の 0.8 は過年度の落札率を参考に決定している。

#### 3) 意見

これまで、3 年に一度福岡市港湾局からコンベンションセンターの理事長宛に、博多湾環境整備㈱への業務委託について配慮を求める「博多港湾整備事業に伴う転業対策についての協力について(依頼)」という文書が提出されている。これに基づき、コンベンションセンターは、同社へ特命随意契約を行ってきた。

なお、本委託業務は、特殊な技術等を必要としないことから、他業者においても受託することが可能な業務であり、本来、競争入札によって受託者を決定することが原則である。また、平成 14 年度福岡市の監査において競争入札を行うよう指摘されたので、17 年度は入札を行っているが、結果的に同じ業者が落札している。

平成 17 年度の指名競争入札の状況は、下記のとおりである。

- ・ 予定価格 : 52,920 千円 (税込) (税抜 50,400 千円) 設計金額×0.8
- ・ 最低制限価格 : 46,378 (税込) 設計価格の 70%

## 入札額

(単位：千円、税抜)

業者名	入札額
博多港環境整備㈱	49,800
O	50,080
P	50,100
Q	50,200
R	50,280
S	50,300

選定対象業者 25 社から指名業者を 6 名選定している。1 名は 16 年度までの博多湾環境整備㈱、残り 5 名は一定の選定基準を満足させる業者の中から無作為 (Rand 関数) にて抽出している。なお、コンベンションセンターの他の施設の管理の契約を行っている業者は、幅広い業者に受注の機会を与えるため、対象外としている。

この入札では、予定価格と最低制限価格は公表されているので予定価格よりもっと低い価格で入札されても良いと思われるが、結局落札価格も特命随意契約で算定した金額とほぼ変わらない金額となっている。

なお、博多湾環境整備㈱は、昭和 58 年、関係漁業組合の出資によりで設立された資本金 29,400 千円の会社であり、役員はすべて漁業関係者である。

## 6. その他の支出

### 6.1. 人件費の検討

#### 6.1.1 実施手続

##### 1) 給与及び賞与

① 平成16年7月分の費用・所属別給与と賞与（期末勤勉手当）の支給明細を入手し支出伺い、給与支給明細、給与支給内訳、振込金領収書等と照合した。

② 固有職員（プロパー）については、7月分給与勤怠支給控除一覧表（個人の給与明細）から個人2名をサンプルで抽出し、給与規定、職員カード等と照合し、時間外勤務手当については残業時間を勤怠表と照合し計算調べを実施した。

③ 福岡市からの出向者については、総務企画局人事部から送付された給与諸手当資金前渡通知書と照合した。

##### 2) 退職金積立金（退職給与引当金）

退職金積立金の資料を入手し退職金規定、基準給与月額について給与規定と照合し計算調べを実施した。（退職金積立金は、プロパー職員の自己都合退職金要支給額の100%を引当て退職給与引当預金（定期預金及び普通預金）で積立てている。）

#### 6.1.2 監査の結果

検討の結果、給与及び賞与並びに退職金積立金は、規定に基づき適正に計上されており、指摘すべき問題点は発見されなかった。

### 6.2. 旅費交通費の検討

#### 6.2.1 実施手続

福岡コンベンションセンターの旅費は、福岡市職員等旅費支給条例及び福岡市職員等旅費支給条例施行規則並びに関係規定を準用し支給されている。16年度の旅費精算書（旅行命令書）よりサンプル3件を抽出し旅費金額の算定が規則に基づき適正に計算されているか検討した。

#### 6.2.2 監査の結果

検討の結果、旅費は規則に基づき適正に計上されており、指摘すべき問題点は発見されなかった。

## 7. 固定資産管理

### 7.1. 概要

コンベンションセンターは、平成16年度末現在、帳簿価額で約126億円の固定資産を有し、その管理等の方法については経理規程に定められている。

経理規程第20条は、固定資産を基本財産及びその他の固定資産と定義し、その他の固定資産は耐用年数1年以上かつ取得価額20万円以上のものとされている。

第21条では、経理責任者は固定資産の保全状況及び移動について所要の記録を行い固定資産を管理しなければならないと規定されている。

また、第17条で、物品とは直接経費として購入した備品及び消耗品をいうとされ、備品は取得価額が1万円以上20万円未満でかつ耐用年数が1年以上のもの、消耗品とは取得価額1万円未満または耐用年数1年未満のものと定義した上で、第18条において、経理責任者は所要の帳簿を設けて物品の保全状況及び移動について記録を行い、物品を管理しなければならないと規定されている。

経理規程細則では、当面の間、備品のうち10万円以上20万円未満のものについてはその他の固定資産として処理する、また、その他の固定資産は10万円以上とすると規定されている。

平成16年度末の有形固定資産残高は以下のとおりである。

有形固定資産残高一覧（平成17年3月31日現在）（単価：千円）

区 分	国際会議場	マリンメッセ	国際センター	合計
建物				
取得価額	6,445,996	-	3,050,734	9,496,731
減価償却累計額	347,926	-	1,185,061	1,532,987
期末残高	6,098,070	-	1,865,673	7,963,743
建物附属設備				
取得価額	3,715,959	134,888	1,486,313	5,337,160
減価償却累計額	1,204,540	50,901	172,654	1,428,094
期末残高	2,511,419	83,988	1,313,659	3,909,066
構築物				
取得価額	398,523	64,040	136,136	598,699
減価償却累計額	128,700	12,825	121,994	263,519
期末残高	269,823	51,215	14,143	335,180
車両運搬具				
取得価額	4,975	3,399	3,322	11,696
減価償却累計額	2,781	3,229	3,156	9,166
期末残高	2,194	170	166	2,530
機械及び装置				
取得価額	39,518	3,150	345,298	387,966
減価償却累計額	16,538	178	182,077	198,793
期末残高	22,981	2,972	163,221	189,173
器具及び備品				
取得価額	286,543	137,191	204,889	628,623
減価償却累計額	161,184	123,546	160,948	445,678
期末残高	125,359	13,645	43,941	182,945
一括償却資産				
取得価額	34,695	900	126	35,721
減価償却累計額	34,695	900	126	35,721
期末残高	-	-	-	-
合 計				
取得価額	10,926,209	343,568	5,226,818	16,496,595
減価償却累計額	1,896,364	191,578	1,826,016	3,913,958
期末残高	9,029,845	151,989	3,400,803	12,582,637

## 7.2. 実施した監査手続

### 7.2.1 固定資産関係

- ① 固定資産の管理状況について状況聴取
- ② 有形固定資産管理台帳のレビュー
- ③ 平成16年度末の試算表残高と有形固定資産管理台帳の照合
- ④ 平成15年度末の試算表残高に平成16年度の増加明細、除却明細及び減価償却を加減した金額と平成16年度末試算表残高の照合
- ⑤ 国際センター改修に係る計上取引の妥当性検討
- ⑥ 上記に係る改修工事、電気設備工事、空調設備工事、給排水衛生工事について、入札手続き、支出手続きについて検討
- ⑦ 国際センター改修に係る除却処理の妥当性検討

### 7.2.2 備品関係

- ① 備品の管理状況について状況聴取
- ② 備品台帳（総務作成）のレビュー
- ③ 備品台帳の固定資産について固定資産管理台帳と照合
- ④ マリンメッセの備品台帳と貸出備品リストの照合
- ⑤ 国際センターの備品台帳と貸出備品リストの照合
- ⑥ 国際会議場の備品台帳と貸出用備品現状報告書の照合
- ⑦ 平成16年7月に取得した国際センター会議用イスが備品台帳及び貸出備品リストに正しく反映されているか否かの検討

## 7.3. 監査の結果（指摘事項）

### 7.3.1 固定資産関係

有形固定資産及び備品の管理は経理規程に準拠していないと判断される以下の問題点が発見された。

#### 1) 固定資産の管理について

- ① 固定資産管理規程が作成されていないので、早急に作成すべきである。
- ② 経理規程第21条に基づく固定資産を管理する帳簿として、「有形固定資産等明細書」がPCを利用して総務で作成されているが、当該明細書は減価償却計算に使用されているもので、現物管理のために作成されているものではない。したがって、現物との対応を示すナンバーも記載されておらず、「有形固定資産等明細書」と現物を照合することは不

可能である。現物管理のためには、当該明細書を利用して現物との照合が可能となるよう改善が必要である。

- ③ 現物の実査に係る規程が整備されておらず、また実査も実施されていないので、規程を整備するとともに定期的に実査を行うべきである。
- ④ リース資産は自動車1台、PC、駐車場精算機があるとのことであるが、管理台帳が作成されていないので、リース資産についても台帳を作成し、現物管理に役立てるべきである。
- ⑤ 減価償却方法は、法人税法に準拠し、平成10年度以降取得の建物、無形固定資産及び法人税法上の繰延資産を除き定率法が採用されている。耐用年数も法人税法に準拠している。また、10万円以上20万円未満の少額資産は3年間で減価償却する方法による。ただし、経理規程第24条では「別に定める場合を除き償却資産の減価償却は、取得年度から定率法により行う」と定義されているのみであり具体性に欠ける。実態に即して固定資産の減価償却については「法人税法の規定を準用する」旨具体的に記載することが望ましい。
- ⑥ 有形固定資産の管理帳簿として「有形固定資産等明細書」、備品の管理帳簿として「備品台帳」が作成されているが、管理帳簿として機能しているわけではなく、「有形固定資産等明細書」は減価償却計算を目的とし、「備品台帳」は単に購入履歴を記載したものととなっている。また、「備品台帳」には、有形固定資産に該当するものも記載されており、経理規程と不整合となっている。さらに、有形固定資産（特に少額資産）に該当するものが「備品台帳」のみに記載され、有形固定資産として「有形固定資産等明細書」には記載されていない物件も散見された。

## 2) 固定資産の勘定科目及び耐用年数について

- ① 「有形固定資産等明細書」をレビューした範囲で勘定科目が不適切と判断された物件は、以下のとおりである。これにより耐用年数も異なってくる。

場所	内容	誤	正
マリンメッセ	門扉・フェンス外部サイン等設置工事	建物附属設備	構築物
国際センター	昇降機設備	建物	建物附属設備
同上	エレベータ改修	建物	建物附属設備
同上	売店移設	建物	建物附属設備

- ② 他の物件との整合性の観点から耐用年数が不適切と判断した物件は、以下のとおりである。

場所	内容	誤	正
国際センター	建物	50年	41年
同上	倉庫	45年	38年

上記は、建設当時の法人税法に基づく耐用年数がそのまま使用されているものであるが、平成10年に税法が改正されており、一般に税法の耐用年数は実態よりも長い年数が多いので、改正時には速やかに短い耐用年数を適用するのが望ましい。

### 7.3.2 備品関係

以下の問題点が発見された。

#### 1) 備品の管理について

- ① 備品管理規程及びたな卸しに関する規程が作成されていないので、早急に作成すべきである。
- ② 経理規程第18条に移動状況を記録することとされているにも拘わらず、「備品台帳」にて継続記録が行われているとは認められなかった。また、「備品台帳」と現物との照合も実施されていなかった。
- ③ たな卸しの実施状況が施設によってバラバラであり、国際会議場及び国際センターでは実施されていなかった。マリンメッセでは貸出し対象備品についてのみたな卸しを実施されているものの、各フロアの備品をチェックのうえメモ書きし、当該メモを集計してたな卸しリストを作成しており、たな卸しリストは備品台帳と整合していなかった。経理規程により現物管理が要求されているので、すべての備品について定期的にたな卸しを実施し、当該たな卸しの結果を正しく備品台帳に反映させる仕組みを構築すべきである。
- ④ 貸出し対象備品についてはユーザーの持ち込み品と区分するために管理No. (契約No.) を貼付しているが、帳簿管理あるいは現物管理には利用されていない。すべての備品の現物管理が容易になるよう各備品には管理No. を貼付し、備品台帳にも当該管理No. を記載することにより「備品台帳」と現物の照合が容易になるよう管理方法の改善を図るべきである。

#### 2) 備品台帳について

- ① 「備品台帳」はPCで様式化されているが、国際センターの「備品台帳」には必要な情報が記入されていなかった。要求されている情報はすべて記録する必要がある。
- ② 「備品台帳」の固定資産について「有形固定資産等明細書」と照合した結果、以下の相違があった。
  - a. 「備品台帳」の備考欄に固定資産と記入されているにも拘わらず、「有形固定資産等明細書」に記載がないもの

場所	内容
国際会議場	7 物件 また、備品台帳で一括損金算入と記載されている物件で、単価が 100 千円以上の物件が 14 物件あった。
マリンメッセ	7 物件のうち 5 物件については、「有形固定資産等明細書」では平成 15 年 9 月 30 日（前事業年度）除却と記載されていた。
国際センター	備考欄に固定資産と記入されているものはなかった。

- b. 「有形固定資産等明細書」に記載があるにも拘わらず、「備品台帳」に記載がないもの

場所	内容
国際会議場	2 物件について記載がなかった。
マリンメッセ	平成 11 年 9 月以降取得した 16 物件の備品が「備品台帳」に未記入となっていた。
国際センター	照合は不可能であった。

- ③ マリンメッセ及び国際センターの「備品台帳」は、貸出備品リストとの照合が不可能であった。
- ④ 国際会議場の「備品台帳」は、以下のとおり貸出用備品現状報告書との不整合が多数あった。
- a. 「備品台帳」に記載されているが、貸出用備品現状報告書には存在しないもの 46 物件
  - b. 「備品台帳」に記載されている数量と貸出用備品現状報告書の数量が異なるもの 4 物件
  - c. 貸出用備品現状報告書に記載されており「備品台帳」にも存在するが、「備品台帳」の用途欄に貸出とされていないもの 5 物件
- ⑤ 「備品台帳」には平成 14 年 3 月 14 日付以降の取得物件の記載がなかった。したがって、平成 16 年 7 月に取得した国際センター会議用イス 4,000 脚(税込 39,606 千円)は貸出備品リストには記載されていたが、単価の関係で経理規程上備品に該当しないため備品台帳には記載はなかった。また、同時に購入された専用台車 160 台(税込 4,351 千円)は備品に該当するにも拘わらず、「備品台帳」には記載されていなかった。経理規程に従った処理ではあるが、貸出備品リストに記載されているように経済実態としては備品使用料を生み出す資産であり、収益と費用が対応しない処理となっている。少額資産の処理にならって資産計上のうえ数年間で償却する方法が望ましかったといえる。
- なお、これらイス及び台車については、会計上及び税務上は取得年度に費用処理されている。



#### 7.4. 意見

「第2. 財団法人福岡コンベンションセンターの概要」の「2.2.1 施設別収支の概要」によれば、正味財産増加額は、国際会議場は△414百万円、マリンメッセは164百万円、国際センターは△499百万円となっている。

これは、減価償却計算が建物以外は定率法を使用しているためで、新しい施設である国際会議場と大規模改修工事を行った国際センターの減価償却費が最初は多く計上されるためであり、減価償却負担がないマリンメッセは黒字になっている。

公益法人会計基準によれば減価償却は財団の任意であるが、コンベンションセンターは財団設立当初より、初期に多額の損金算入ができる定率法を継続して適用している。しかしながら、コンベンション施設は陳腐化の激しい生産設備とは性質を異にすることから、減価償却の方法としては定率法が必ずしも最適とはいえず、定額法の方が費用収益対応の原則に合致しより合理的であるといえる。

平成16年度について、各施設の定額法による減価償却費を試算した結果は下記のとおりである。

(単位：千円)

内 容	国際会議場	マリンメッセ	国際センター	合 計
現在の減価償却費 A	729,749	21,787	307,017	1,058,553
定額法による減価償却費 B	483,230	37,836	193,959	715,025
差額(A-B) C	246,519	-16,049	113,058	343,528
現在の正味財産増減額 D	-413,802	164,194	-498,942	-748,550
定額法によった場合の正味財産増減額試算(C+D)	-167,283	148,145	-385,884	-405,022

減価償却を定額法で行うと、平成16年度の3施設全体の赤字は約半分に減少するといえる。

## 8. 現金預金の監査結果

### 8.1. 現金預金等残高の概要

平成16年度末の現金預金等の残高は以下のとおりである。

現金預金残高一覧（平成17年3月31日現在）

（単価：千円）

区分	種類	金融機関	国際会議場	マリンメッセ	国際センター	合計
現金			1,537	156	4	1,697
流動預金	普通預金	福岡銀行	138,200	202,182	30,545	370,927
		西日本シティ銀行	1,438	169,059	12,636	183,133
		福岡中央銀行	-	5,005	15	5,020
		三井住友銀行	-	13,478	-	13,478
		UFJ銀行	-	6,483	-	6,483
	定期預金	西日本シティ銀行	-	1,151	150	1,301
		小計	139,638	397,358	43,346	580,341
基本財産引当預金	定期預金	西日本シティ銀行	-	175,000	25,000	200,000
運用基金	福岡市債	野村証券	-	-	73,740	73,740
		大和証券	-	-	29,970	29,970
		福岡銀行	-	-	36,674	36,674
		西日本シティ銀行	-	-	158,195	158,195
	定期預金	福岡銀行	-	-	195	195
	普通預金	福岡銀行	-	-	1,226	1,226
		小計	-	175,000	325,000	500,000
退職給与引当預金	定期預金	西日本シティ銀行	202	4,723	-	4,925
	普通預金	福岡銀行	449	3,934	604	4,986
		小計	650	8,657	604	9,911
減価償却引当預金	定期預金	西日本シティ銀行	-	33,842	-	33,842
	普通預金	福岡銀行	12,000	3,894	18,825	34,719
		小計	12,000	37,736	18,825	68,561
経営調整積立預金	定期預金	福岡銀行	-	100,000	20,000	120,000
	定期預金	西日本シティ銀行	-	319,054	40,760	359,814
	普通預金	福岡銀行	-	57,595	9,109	66,704
		西日本シティ銀行	-	-	23,200	23,200
		小計	-	476,649	93,069	569,718
経営調整積立有価証券	福岡市債	大和証券	-	-	49,790	49,790
		西日本シティ銀行	-	50,000	-	50,000
		小計	-	50,000	49,790	99,790
		合計	153,825	1,145,556	530,637	1,830,018

### 8.2. 監査の結果

預金及び福岡市債について平成16年度末の帳簿残高と金融機関の残高証明書とを照合した結果、すべて一致しており残高は妥当なものと判断した。

## 9. 借入金の監査結果と意見

### 9.1. 概要

コンベンションセンターは、国際会議場及び国際センターの建設又は改修資金を日本政策投資銀行および市中金融機関から借り入れており、その返済財源を福岡市が補助している。

平成16年度の借入金残高及び返済額

一般会計貸借対照表及び収支計算書より

(単位：千円)

金融機関名	国際会議場	国際センター	合計
日本政策投資銀行（無利息分）	3,248,000	-	3,248,000
日本政策投資銀行（民都機構分）	3,100,000	-	3,100,000
福岡銀行	1,999,625	1,210,914	3,210,539
西日本シティ銀行	2,081,400	1,208,500	3,289,900
残高合計	10,429,025	2,419,414	12,848,439
年間返済額	298,600	127,950	426,550
借入条件 最終返済期日	平成35年3月25日	平成36年3月27日	
利率	長期プライムレート-0.2%（5年or10年での見直し）		
返済条件	10～20年元金均等（毎年9月、3月払い）		

(注1) 日本政策投資銀行の融資対象（無利息または民都利用による低利融資）は、レストラン等収益部分以外の、一般人が出入自由な公共施設（緑道、会議室等）でなければならぬ。なお、日本政策投資銀行融資分については、無利息分と低利融資部分があるが、無利息限度額を超えた分は低利融資制度を利用している。

(注2) 民間都市開発推進機構を通じての融資であるが、直接の契約の相手は日本政策投資銀行となっている。

元本及び利息の返済財源については、全額福岡市が負担しており、コンベンションセンターの一般収支計算書上、利息の支払額は「支出の部」の「事業費」として開示されている。

### 9.2. 監査の結果

借入手続きに関して、新規借入を実施する場合、すべて「決裁伺」が起案され理事長までの承認があることを関係文書の閲覧により確認した。

借入金残高については、コンベンションセンターで入手した残高証明書（平成17年3月31日）と照合した結果、すべて一致した。

借入金の事務手続は、規程に準拠して適切に処理されていると認められた。

### 9.3. 意見

#### 1) 借入金利息の計上費目について

借入金の支払利息が事業費の施設管理運営費及び施設改修費に含めて計上されている。その理由は、借入金の支払利息は事業用資産の取得に係るもので施設の管理運営に直接必要な経費であるからとされている。

しかし、元本返済に応じて年々の利息は減少していくし、コンベンションセンターが借入をしていないケースでは利息は発生しないため、通常の事業費に含めることは適切な開示とはいえない。事業費ではあっても、財務費用等の別項目として施設管理運営費及び施設改修費から分離することが望ましい。

## 第4. 包括外部監査の結果に関する報告書に添えて提出する意見

### 1. 委託料について

#### 1.1. 契約方法について

コンベンションセンターの委託料の契約方法は、特命随意契約が非常に多く監査を実施したサンプル 55 件のうち 44 件が特命随意契約であった。

	国際会議場	マリンメッセ	国際センター	合計
特命随意契約	20 件	22 件	2 件	44 件
随意契約	1	2	3	6
入札	2	3	—	5
合計	23	27	5	55

特命随意契約の理由は以下のとおりとされている。

- ① 昭和 55 年 10 月 30 日付財政局長通知「警備及び清掃等に係る契約業務等について」において、常駐警備を含む契約については、原則として初年度は指名競争入札とし、次年度から 2 年間（機械警備を含む契約については 4 年間）特命随意契約によることができるとされており、コンベンションセンターにおいてもこれを準用している
- ② 各種機械設備の保守点検を製造したメーカー（直系）でないと保守しえないとの理由で特命とされている。
- ③ 付随的な業務で関連する業務の委託先に特命で発注されたもの
- ④ 大規模多目的コンベンション施設の舞台、映像、音響、照明設備の運営管理業務を単独に行える業者がないとの理由で大手企業の共同企業体に特命とされたもの
- ⑤ 施設の設計・工事を熟知し現状の把握ができるという理由で当初の設計業者に発注されたもの
- ⑥ 福岡市の施策で誕生した社団法人に協力するためという理由で特命とされたもの

②の理由が非常に多く 3 つの施設で 44 件中 28 件あった。

コンベンション施設では、大きなイベントが多くしかも有料であるため、完璧な保守が必要とされることを前提として、コンベンションセンターは、メーカーが保有する機器データが全面的に公開されないおそれ及び緊急時の即座の対応能力を考えると、製造したメーカー系以外には発注できないとしている。

確かに大規模コンベンション施設でも一般ビルと同じようにどの業者でも対応できると言い切ることはできないが、特命随意契約は金額の算定が不透明になり、委託先の業務コストの削減努力も行われえない可能性があることから、入札又は数社との相見積りによる随意契約が可能か検討する必要がある。製造したメーカーというだけでは、必ずしも特命随意契約の理由に

はならないと考える。最近ではビルなどの総合管理を請負う業者が多数あり、機器のメーカーを問わずに維持管理できる体制が整っている。そのような近時の状況に応じて広く業者をあたえる努力が必要である。

### 1.2. 入札の実効性について

施設維持管理業務、利用サービス業務は数年毎に入札が行われているが、予定価格、最低制限価格を公表しているにもかかわらず、予定価格よりもわずかに少ない金額帯に入札が集中し同じ業者がわずかな金額差で入札しており、決定金額もそれ程下がってはいない。当該入札について入札参加業者間における競争性が確保されているとは認めがたい。入札の効果をあげるような見直し、例えば一般競争入札の導入、指名基準の見直しによる参加業者数の増加を図る必要がある。

### 1.3. 施設別の業者選定方法について

3つの施設の主な業務の委託先及び金額は次のとおりである。

委託業務内容	国際会議場			マリンメッセ			国際センター		
	業者名	対象面積又は台数	金額(千円)	業者名	対象面積又は台数	金額(千円)	業者名	対象面積又は台数	金額(千円)
施設維持管理業務	西鉄ビルマネージメント㈱	18,327㎡	71,295	三洋ビル管理㈱	22,802㎡	83,790	博多港環境整備㈱	15,030㎡	39,900
利用サービス業務	福岡市民ホールサービス	24,885㎡	35,664	㈱東通、㈱西日本シブズマリンメッセ福岡共同企業体	40,850㎡	35,328	なし	-	-
受付業務等	㈱ドットコム・コミュニケーションズ	24,885㎡	6,951	なし	-	-	なし	-	-
駐車場 警備業務	西鉄ビルマネージメント	243台	2,898	三洋ビル管理㈱	801台	3,538	なし	-	-
駐車場 清掃業務	上記に含む	-	-	三洋ビル管理㈱	21,996㎡	1,602	なし	-	-
空調設備保守点検業務	三菱電機ビルテクノサービス㈱九州支社	435台	11,917	三菱電機ビルテクノサービス㈱九州支社	286台	25,620	三菱電機ビルテクノサービス㈱九州支社	207台	12,075
消防用設備保守点検業務	松下電工㈱九州特機営業所 (入札)	24,885㎡	2,908	三和防災工業㈱ (入札)	40,580㎡	6,405	松下電工防災システムズ㈱	14,243㎡	950
緑地管理 (樹木・花壇)	長浜造園㈱ (入札)	2,044㎡	1,942	イー・スケープ㈱	1,611㎡	2,100	(社)福岡市シルバー人材センター(特命)	237㎡	1,008
エレベーター設備保守点検業務	ダイコー㈱福岡営業所	13台	12,017	東芝エレベータ㈱九州支社	7台	5,500	三菱電機ビルテクノサービス㈱	1台	614
電話設備保守点検業務	㈱エヌ・ティ・ティネオメイト九州	156台	1,942	㈱エヌ・ティ・ティネオメイト九州	95台	2,205	なし	-	-
舞台設備保守点検業務	三精輸送機㈱九州営業所	103台	10,458	三精輸送機㈱九州営業所	42台	9,324	三精輸送機㈱(随意)	40台	2,507
受変電設備保守点検業務	なし	-	-	㈱日立製作所九州支社	65台	5,722	なし	-	-
電気工作物保安管理業務	徳重電気管理事務所(随意)	32台	1,680	なし	-	-	(財)九州電気保安協会福岡支部	25台	1,134

対象面積又は台数について

- ①施設維持管理業務は、日常清掃の床面で外構を除くもの。
- ②利用サービスと受付業務は各施設の延床面積とした。
- ③駐車場清掃業務は、全体面積であり、催事により必要面積を単価契約としている。
- ④消防設備は、各施設の延床面積とした。
- ⑤緑地管理は除草対象区域とした。
- ⑥エレベータ設備にはエスカレータ設備も含む。
- ⑦受変電設備と電気工作物は電気室の自立盤の数とした。

コンベンションセンターは、他に適当な業者がない場合を除き、同一業務であっても、施設ごとに異なった業者を選定して委託契約を行っている。コンベンションセンターの説明では、幅広い業者に受注の機会を与えるためとしている。

しかし、施設の管理運営、清掃業務などは3つの施設を対象として委託した方が、規模の利益が働き委託業者の管理コスト等の節約が可能となり、経済的・効率的と思われる。施設が大きいのので一つの業者では対応できないとの説明も受けたが、3施設を対象とした公募入札を行えば現状の3施設の委託料を合わせた金額を削減できる可能性があるものとする。

## 2. 減価償却の方法について

施設の減価償却負担のないマリメッセを除き、施設の新しい国際会議場と大規模改修工事を行った国際センターは、減価償却計算方法として建物以外は定率法を使用しているため減価償却費が多額に計上され、事業損益は赤字になっている。公益法人会計基準によれば減価償却は財団の任意であるが、コンベンションセンターは財団設立当初より初期に多額の損金算入ができる定率法を採用してきている。しかしながら、コンベンション施設は陳腐化の激しい生産設備とは性質が異なるので、減価償却の方法としては定率法が必ずしも最適とはいえず、定額法の方が費用収益対応の原則に合致しより合理的であるといえる。

また、税務面からみても、コンベンションセンターにとって、一般的には、定率法は合理的な減価償却方法とはいえないものである。長期間に亘って設備投資額を回収するような業態の法人にあっては、定率法のように償却開始後に多額の償却負担が生じてしまうと、将来の減税効果のある繰越欠損金が多額に生じる。しかしながら当該繰越欠損金は、平成13年度以降は発生事業年度の翌年度から7年間（平成12年度以前は5年間）しか有効ではなく、その後は課税所得計算上無視されることになる。

資料が入手できた過去14年間のコンベンションセンターの法人税の申告所得（欠損金）の発生状況を検討したところ、平成3年度から11年度に発生した欠損金約445百万円のうち85百万円が、期限切れにより課税所得計算上利用されないまま消滅している。

また、平成16年度末で746百万円の繰越欠損金残高があるが、21年度までに使用されない期限切れが発生する。コンベンションセンターが福岡市から受け取る施設建設資金の返済にかかる補助金が非課税とされるという特殊事情があるので、今後コンベンションセンターに課税所得が発生するかどうかは分からないが、過年度をみても繰越欠損金がなければ課税所得が発生する可能性は十分にあるといえる。したがって、繰越欠損金の利用可能性に十分注意する必要がある。多額の補助金及び管理委託料を受けているコンベンションセンターが法人税を納付する事態は、市民への説明が困難であると思われる。

上記を考慮すれば、現状のように単純に法人税法の規定に従って定率法による減価償却を行うのではなく、合理的な耐用年数を使用するとともに、定額法を採用することが望ましいと思われる。なお、償却方法の変更には、変更しようとする事業年度開始前に税務署長の許可が必要なので、早急な対応が望まれる。

### 3. コンベンション施設の効果測定について

コンベンション施設が福岡市にもたらす効果測定に関し、国際会議場、マリンメッセ、国際センターで開催された会議等の経済効果について、経済振興局としては平成15年度分の試算はしているが、積極的に公表まではしていなかった。他の政令指定都市のコンベンション施設も同じような状況で、一切公表されていなかった。

国際会議については全国の国際会議場の国際コンベンションの開催数が国際観光振興機構(JNTO)から公表されているので、各都市は当該数を競い合っている。JNTOの公表した各都市の国際コンベンション施設の国際コンベンション開催数上位10都市中福岡市は第5位に位置しており、国際会議の誘致に比較的的成功しているのが伺える。

国際コンベンションの開催件数 上位10都市

2003年			2004年		
順位	都市	件数(件)	順位	都市	件数(件)
1	東京(23区)	715	1	東京(23区)	733
2	京都	222	2	大阪	254
3	名古屋	193	3	京都	224
4	神戸	168	4	名古屋	193
5	福岡	160	5	福岡	178
6	大阪	148	6	神戸	172
6	横浜	148	7	横浜	156
8	つくば地区	90	8	千里地区	130
9	札幌	87	9	札幌	92
10	千里地区	62	10	つくば地区	78

(資料：国際観光振興機構ホームページ)

(注) 千里地区：豊中、茨木、吹田、高槻、箕面の5都市

つくば地区：土浦、つくばの2都市

「中・大型国際コンベンション」の開催件数 上位10都市

2003年			2004年		
順位	都市	件数(件)	順位	都市	件数(件)
1	東京(23区)	53	1	東京(23区)	71
2	横浜	30	2	横浜	37
3	大阪	29	3	京都	32
4	京都	18	4	大阪	23
4	福岡	18	5	福岡	16
6	神戸	17	6	名古屋	15
7	名古屋	11	7	神戸	14
8	札幌	8	7	札幌	14
9	つくば地区	7	9	千葉	12
9	千葉	7	10	仙台	9
9	奈良	7	10	北九州	

(資料：国際観光振興機構ホームページ)

上記国際コンベンションを含めて福岡市で開催されるコンベンションによる経済効果は数字として公表されていない。福岡市は、コンベンション施設の維持のため毎年約6億円の資金負担を行っているのであり、コンベンション施設の必要性に関して、福岡市民にその効果を公表し説明する必要がある。



#### 4. コンベンション施設の稼働率について

コンベンションセンターは各施設の稼働率を公表しているが、その算定方法は、国際会議場については（利用日延室数／利用可能日延室数）、マリンメッセ及び国際センターは（利用日／利用可能日数）である。

マリンメッセ及び国際センターはその構造上、一つのイベントで全会場を使用するので、時間貸しが無い限り、一日単位での稼働率算定でも不合理とはいえない。

国際会議場については、他の政令指定都市の施設でも一般的に採用されている算定方法を用いているが、国際会議場は多数の会議場・室があり、かつ使用時間に応じて課金するシステムであるので、より正確な稼働率を算定するためには、使用されるスペース及び時間を加味する必要がある。現状用いられている稼働率は、スペースと時間を考慮しておらず、稼働率が実態よりも高く表示される傾向にある。

稼働率の算定方法としては以下が考えられるが、a. が最も望ましく算定が容易と考える。

- a. 定員を基にした係数を各会場の合計が 100%となるように設定する。1日の有料稼働時間を係数に掛けて稼働可能時間（10）で割る。各会場の数字を合計する。これで1日の稼働率が算定される。これにより稼働可能日数分を合計し、日数で割る。
- b. 期間中の収授可能事業収入を見積もって、実際収入と比較する。但し料金設定が複雑で、準備のための使用時間は割り引かれるので、分母を算定するのはかなり難しい。

平成 17 年 11 月について試算した結果、現状方式での稼働率は 65.7%、上記 a. による稼働率は 58.3%であった。

#### 5. コンベンション施設の今後のあり方について

3 施設の所有形態及び運営契約方法がそれぞれ異なり複雑である。平成 18 年度から 3 年間はコンベンションセンターが指定管理者になる予定であるが、その後指定管理者を外部に求めるにあたっては、以下の点を見直して整理する必要がある。

##### 5.1. 土地、建物の所有関係

土地と建物の所有関係が建設時の経緯により 3 つの施設でそれぞれ異なっており、複雑になっている。

国際会議場及び国際センターの土地は福岡市経済振興局が所有しているが、建物はコンベンションセンターが所有し、国際会議場は経済振興局に無償貸与している。マリンメッセは、港湾局所有の土地を経済振興局が有償貸与を受けており、建物は経済振興局が所有している。

また、国際会議場及びマリンメッセは公の施設で指定管理者制度の対象であるが、国際センターは公の施設とはされておらず、コンベンションセンターの自主事業となっている。このよ

うな状況では、3つの施設を対象とした指定管理者制度を導入するにあたり、コンベンションセンターの位置づけが中途半端といえる。

短期的には、3施設とも公の施設として全施設を対象とした指定管理者制度を導入し経済的で効率的な管理運営委託を実施すべきと考える。その際、コンベンションセンターが施設の一部を所有していることで指定管理者の選定に複雑な影響を及ぼす可能性があるため、中長期的には土地及び建物の所有関係を整理しておく必要があると考える。

## 5.2. 施設改修の資金負担

現状では、通常の改修はコンベンションセンターが負担し、大規模な改修は福岡市が負担するという事になっている。しかし、現在の協定では、施設改修にあたっての資金負担については、明確に規定されていない。上記所有関係の整理とともに資金負担関係も明確にすべきと考える。

## 5.3. コンベンションゾーン内にあるサンパレスの取扱い

コンベンションゾーン内にある他の3施設が経済振興局の管轄下にあるのとは異なり、サンパレスは市民局管轄で民間に管理委託している。福岡市のコンベンションゾーンの諸施設を効率的に管理運営するためには、サンパレスを含めた4つの施設を統一的に管理する必要があるのではないかと考える。

# 6. 福岡市行財政改革における取り組み

## 6.1. 外郭団体改革実行計画

これまで福岡市は、外郭団体を活用し市政運営の効率化をはじめ市民生活の質の向上や都市活力の増進等に一定の成果を得てきた。しかし、景況悪化や社会環境の変化に伴い外郭団体の経営不振や破綻などの問題が全国的に取り上げられるようになるとともに、外郭団体の存在意義そのものが問われるようになってきた。こうしたことから福岡市においても外郭団体が果たしてきた役割を評価しつつ、改めてその必要性や経済性効率性などを検証し見直すため、外郭団体の評価を行い、今後のあり方を検討した結果として「外郭団体改革実行計画」を平成16年6月に策定している。

「外郭団体改革実行計画」におけるコンベンションセンターの評価、課題及び今後の対応策は以下のとおりである。

【改革取組方針】

改革の方向性	事業内容等の見直しとともに、経営努力を行う。
役割・評価	人、物、情報の集まるコンベンションの開催は、本市の産業構造から、大きな経済効果をもたらすとともに、本市の国際交流、経済、学術、文化の振興等に寄与するものであり、本市の都市戦略上重要な施策と位置づけている。財団は、本市のコンベンション戦略上の中核的施設である3施設の一体的な管理運営を行うとともに、行政を始め関係団体と連携したコンベンションの誘致・開催支援を行い、コンベンション振興に貢献してきた。
課題等	市が財団に管理運営を委託している施設について、指定管理者制度の導入を踏まえ、今後の管理のあり方を検討する必要がある。
取組方針対応策	<短期>
(市)	市のコンベンション振興施策や指定管理者制度の導入を踏まえ、3施設の管理及び運営のあり方について検討を行う。
(団体)	指定管理者制度の導入を踏まえ、より一層の稼働率の向上に努めるとともに、コスト削減に努力するなど、効率的な運営体制を構築する。
(団体)	公共性、公平性の観点を考慮した上で、目標や成果に係る指標を検討する。
	<中期～長期>
(市、団体)	(市、団体) 市のコンベンション振興施策を踏まえた効果的・効率的な施設運営の契約方法・手法を検討する。

6.2. 外郭団体改革実行計画の進捗状況

上記の外郭団体改革実行計画において、短期とは1～2年、中期とは3～4年、長期とは5年以上と定義されている。改革実行計画に対する平成16年度末における短期目標の進捗状況は以下のとおりである。

	外郭団体改革実行計画における対応 <短期>	見直し等の取り組みの状況 (平成16年度実績)
(市)	市のコンベンション振興施策や指定管理者制度の導入を踏まえ、3施設の管理及び運営のあり方について検討を行う。	他都市の調査、指定管理者制度及び国際会議場への利用料金制の導入方針決定。
(団体)	指定管理者制度の導入を踏まえ、より一層の稼働率の向上に努めるとともに、コスト削減に努力するなど、効率的な運営体制を構築する。	目標稼働率等を定めた長期経営計画を策定し、サービス部門のアウトソーシングなどの効率化を推進。
(団体)	公共性、公平性の観点を考慮した上で、目標や成果に係る指標を検討する。	なし

上記のほか、平成17年度には、「国際会議場の利用料金制移行のための収支改善策と公益法人としての今後の役割等について検討」し、平成18年度には、「マリンメッセ及び国際会

議場は指定管理者制度に移行（国際センターと合わせて一体的に運営）」することが予定されている。

ただし、指定管理者の公募は行われず、引き続きコンベンションセンターが指定管理者になることが決定している。なお、当初の指定期間は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの 3 年間であり、3 年経過後の対応方針については、3 か年の継続指定期間中に他施設の指定事例を調査し、慎重に検討し結論を出すこととされている。

以 上